平成27年度

収入	金額(円)
収益保証額	361,159,574
JKA還付金	160,584,985
補助金・利子運用収入	14,095,784
合計(A)	535,840,343

支出	金額(円)
人件費	59,503,070
施設改善費のうち借上料	56,025,108
JKA交付金(猶予分)	200,000,000
改修工事等	37,323,720
合計(B)	352,851,898

平成27年度 単年度黒字額(A)−(B)	182,988,445 …(C)

収益保証＝売上金額×1.5%＋200,000千円
10,743,971,600円×1.5%＋200,000千円＝361,159,574円
JKA還付金(前年度赤字額による還付金)160,584,985円

施設改善費補助金	11,481,000 円
利子・運用収入	2,614,784 円
計	14,095,784 円

【改修工事等】

耐震診断調査委託料	27,324,000 円
各所改修工事	9,999,720 円
計	37,323,720 円

※平成26年度末累積赤字額　1,792,108,246円 …(D)
JKA交付金猶予分残額　767,797,277円

【借上料内訳】	金額(円)
①併売対応機器	16,485,120
②発走合図機・周回表示板	12,708,288
③自動発払機	18,891,180
④マルチビジョン	7,940,520
計	56,025,108

※平成27年度末赤字の残額(D)−(C)　1,609,119,801円 …(E)
JKA交付金猶予分残額　567,797,277円

平成28年度

収入	金額(円)
収益保証額	405,203,228
利子運用収入	3,342,055
合計(A)	408,545,283

支出	金額(円)
人件費	56,633,134
施設改善費のうち借上料	39,539,988
JKA交付金(猶予分)	200,000,000
改修工事等	72,945,096
合計(B)	369,118,218

平成28年度 単年度黒字額(A)−(B)	39,427,065 …(C)

収益保証＝売上金額×1.5%＋200,000千円
13,680,215,200円×1.5%＋200,000千円＝405,203,228円
利子・運用収入3,342,055円

【改修工事等】

南休憩所外壁等改修工事	6,372,000 円
開閉式テント改修工事	32,400,000 円
各所改修工事	626,400 円
電気・機械設備等更新委託料	33,480,000 円
債券償還補填金	66,696 円
計	72,945,096 円

【借上料内訳】	金額(円)
①発走合図機・周回表示板	12,708,288
②自動発払機	18,891,180
③マルチビジョン	7,940,520
計	39,539,988

※平成28年度末赤字の残額
上記の平成27年度(E)−(C)　1,569,692,736円 …(F)
JKA交付金猶予分残額　367,797,277円

平成29年度決算見込

収入	金額(円)
収益保証額	410,422,817
利子運用収入	2,565,542
合計(A)	412,988,359

支出	金額(円)
人件費	51,158,055
施設改善費のうち借上料	26,831,700
JKA交付金(猶予分)	200,000,000
改修工事等	30,481,784
合計(B)	308,471,539

平成29年度 単年度黒字額(A)−(B)	104,516,820 …(C)

収益保証＝売上金額×1.5%＋200,000千円
14,028,187,800円×1.5%＋200,000千円＝410,422,817円
利子・運用収入2,565,542円

【改修工事等】

維持補修費	10,044,000 円
PCB含有物処理手数料	3,050,000 円
PCB含有物収集運搬等委託料	151,200 円
各所改修工事	12,336,840 円
場内通路テント等改修工事	2,156,544 円
空調設備改修工事設計委託料	2,743,200 円
計	30,481,784 円

【借上料内訳】	金額(円)
①自動発払機	18,891,180
②マルチビジョン	7,940,520
計	26,831,700

※平成29年度末赤字の見込残額
上記の平成28年度(F)−(C)　1,465,175,916円
JKA交付金猶予分残額　167,797,277円

○競走場別車券売上額

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
競走場	開催日数	総車券売上額	1日平均売上額	開催日数	総車券売上額	1日平均売上額	開催日数	総車券売上額	1日平均売上額
船橋	62	9,390,225,400	151,455,200	—	—	—	—	—	—
川口	106	18,317,019,000	172,802,000	111	19,462,579,500	175,338,500	112	19,548,349,500	174,538,800
伊勢崎	86	12,692,993,000	147,592,900	86	13,853,137,300	161,082,900	87	14,114,304,100	162,233,300
浜松	78	10,187,141,700	130,604,300	80	10,657,576,200	133,219,700	80	10,953,788,900	136,922,300
飯塚	87	10,743,971,600	123,493,900	114	13,680,215,200	120,001,900	124	14,028,187,800	114,766,700
山陽	45	6,518,244,100	144,849,800	48	7,762,758,100	161,724,100	47	7,308,501,700	155,500,000
合計	464	67,849,594,800	146,227,500	439	65,416,266,300	149,011,900	450	65,953,132,000	146,562,500

※飯塚の平成29年度「1日平均売上」は、2月開催ミッドナイトの途中打ち切りとなった2日間の開催日数と売上を除き算出

○収益保証

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（決算見込）	平成30年度	平成31年度
①定額保証	200,000,000円	200,000,000円	200,000,000円	200,000,000円	200,000,000円
②定率保証	10,743,971,600円×1.5% ＝161,159,574円	13,680,215,200円×1.5% ＝205,203,228円	14,028,187,800円×1.5% ＝210,422,817円	売上額×1.5%	売上額×1.5%
収益保証額 ①＋②	361,159,574円	405,203,228円	410,422,817円		

※定率保証は、「売上額」に1．5%を乗じる

4常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

災害被害状況

市町村名	報告者名	報告日時
飯塚市		7 月 27 日 17 時 00 分 現在
地方本部名	報告者名	報告日時
		月 日 時 0 分 現在

区分			被害数（報告時点で判明している概数で可。）	特記事項（※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。）
人的被害	死者 ※	人		
	行方不明 ※	人		
	負傷者 重傷 ※	人	2	ハイツ入口国道陥没による負傷者
	負傷者 軽傷	人		
住家被害	全壊 ※	棟		
	半壊 ※	棟	161	幸袋地区:56 二瀬地区:7 頴田地区:91 筑穂地区:6 穂波地区:1
	一部破損	棟		
	床上浸水 ※	棟	248	幸袋地区:165 鯰田地区:1 二瀬地区:41 飯塚片島地区:3 穂波地区:5 頴田地区:33
	床下浸水	棟	292	幸袋地区:164 鯰田地区:19 二瀬地区:65 飯塚片島地区:1 菰田地区:1 飯塚東地区:1 穂波地区:14 頴田地区:26 筑穂地区:1
非住家	公共建物	棟	2	頴田支所・環境センター
	その他（店舗・事業所）	棟	201	幸袋地区:101 二瀬地区:50 飯塚片島地区:2 鎮西地区:1 飯塚片島地区:3 立岩地区:1 穂波地区:9 頴田地区:32 筑穂地区:2
道路	損壊	箇所	23	鎮西地区:5 二瀬地区:2 筑穂地区:3 庄内地区:8 頴田地区:3 飯塚東地区:1 穂波地区:1
	埋没	箇所		
	冠水	箇所	50	幸袋地区:4 鯰田地区:3 二瀬地区:3 飯塚東地区:2 鎮西地区:1 立岩地区:1 菰田地区:1 穂波地区:15 筑穂地区:7 庄内地区:3 頴田地区:10
	法面崩壊等	箇所	30	飯塚東地区:1 幸袋地区:1 鎮西地区:8 穂波地区:2 筑穂地区:15 庄内地区:1 頴田地区:2
橋りょう	流失	箇所		
	損壊	箇所		
河川	溢水 ※	箇所	6	飯塚地区(庄司川・建花寺川) 筑穂地区(山口川・畑川) 頴田地区(庄内川・鹿毛馬川)
	決壊 ※	箇所		
	施設・設備損壊	箇所	32	鎮西地区:8 二瀬地区:2 幸袋地区:1 穂波地区:1 筑穂地区:17 頴田地区:2 庄内地区:1
	内水氾濫 ※	箇所	5	幸袋地区、頴田地区、二瀬地区、鯰田地区、穂波地区
	護岸崩壊	箇所		
土砂災害 ※	がけ崩れ ※	箇所	30	鎮西地区:1 筑穂地区:21 穂波地区:6 庄内地区:2
	土石流 ※	箇所		
	地すべり ※	箇所	8	鎮西地区:3 筑穂地区:2 庄内地区:3
断水		戸		
農林業施設		箇所	257	詳細については、調査中

４常任委員会共通資料

警報発令状況一覧表

地区	7月6日			7月7日
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示	解除
飯塚片島	6:45	15:15	16:20	12:30
菰　田	6:45	15:15	16:20	12:30
立　岩	6:45	15:15	16:20	12:30
飯塚東	6:45	15:15	17:50	12:30
鯰　田	6:45	15:15	16:20	12:30
二　瀬	6:45	8:40	17:50	12:30
幸　袋	6:45	15:15	16:20	12:30
鎮　西	6:45	8:40	15:40	12:30
穂　波	6:45	15:15	15:40	12:30
筑　穂	6:45	8:40	15:40	12:30
庄　内	6:45	8:40	15:40	12:30
頴　田	6:45	11:05	16:20	16:50

発令（１番目）
発令（２番目）
発令（３番目）

4常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

災害避難者報告

（人）

緊急指定避難所		5日	6日															7日												8日		9日		10日	11日	12日	13日		15日			19日	24日
		18:05	7:00	8:50	10:00	11:30	12:15	13:30	14:00	15:30	16:00	17:00	18:00	19:30	21:00	22:00	23:00	6:00	8:00	9:30	10:30	11:30	13:00	14:30	15:00	16:00	16:30	20:00	22:00	11:30	20:00	12:00	20:30	8:30	17:00	8:30	8:30	12:30	8:30	14:00	15:30	10:00	18:10
飯塚	コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	50	50	50	62	62	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚片島交流センター	0	2	5	12	12	11	9	11	13	13	13	13	13	13	83	83	43	20	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	片島小学校	0	0	12	12	12	12	12	12	12	17	35	49	49	49	67	67	30	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	菰田交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	72	72	84	79	79	55	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	立岩交流センター	0	0	1	3	3	3	0	0	3	3	11	11	61	61	61	61	2	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚東交流センター	0	0	0	0	0	2	2	3	3	3	6	9	9	9	39	39	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鯰田交流センター	0	0	0	1	2	2	2	2	2	4	4	35	35	35	54	54	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二瀬交流センター	0	1	11	13	14	14	11	11	13	13	14	30	30	30	36	36	26	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	九州工業大学	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21	21	21	321	321	321	321	100	10	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幸袋交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	28	28	18	16	6	6	3	2	4	4	4	4	6	8	9	6	11	13	13	13	11	5	3	0	0	0	0	0
	幸袋小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188	188	224	224	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧潤野児童センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧蓮台寺児童センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農楽園八木山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鎮西交流センター	0	0	0	0	6	6	7	7	8	8	11	17	17	38	36	36	32	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鎮西小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚市役所本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	6	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚第一体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚オートレース場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	19	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	菰田小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	立岩小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	58	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯塚東小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	3	29	41	49	50	64	67	75	86	182	311	880	966	1254	1250	415	86	25	13	10	8	5	5	5	4	6	8	9	6	11	13	13	13	11	5	3	0	0	0	0	0
穂波	穂波交流センター	2	4	6	6	14	14	14	14	14	14	14	14	14	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波庁舎　保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243	251	251	89	39	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	忠隈住民センター	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波福祉総合センター	0	0	0	25	34	31	31	25	26	26	55	55	77	198	170	170	114	59	26	26	14	11	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穂波B＆G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	33	33	33	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	4	6	32	48	45	45	39	40	40	69	69	375	532	473	311	170	78	26	26	14	11	11	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑穂	筑穂交流センター	0	0	0	3	6	6	6	6	9	11	11	11	11	11	129	129	84	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	筑穂支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	筑穂体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	3	6	6	6	6	9	11	11	11	11	11	129	129	84	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庄内	庄内交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	21	21	35	30	30	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	庄内保健福祉総合センター	0	0	0	5	5	5	0	0	4	4	4	4	50	62	59	59	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	庄内体育館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	5	5	5	0	0	4	5	15	25	71	125	117	117	70	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頴田	頴田交流センター	0	0	0	0	7	50	50	50	64	64	64	64	109	109	130	130	150	96	96	85	85	85	85	80	80	80	21	16	9	9	10	11	9	7	7	7	7	6	5	4	2	0
	頴田小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	7	50	50	50	64	64	64	64	109	109	130	130	150	96	96	85	85	85	85	80	80	80	21	16	9	9	10	11	9	7	7	7	7	6	5	4	2	0
合計		2	7	35	81	115	156	165	162	192	206	341	480	1446	1743	2103	1937	889	288	147	124	109	104	101	91	85	84	27	24	18	15	21	24	22	20	18	12	10	6	5	4	2	0

４常任委員会共通資料
平成 30 年 8 月 3・6・7・8 日提出

平成３０年７月豪雨　行動記録

平成 30 年 7 月 5 日（木）

12：20　大雨警報、洪水注意報発表
21：30　災害警戒準備室（第１配備）設置

平成 30 年 7 月 6 日（金）

5：40　洪水警報発表
6：30　災害警戒本部設置（第２－Ａ配備）設置
6：35　土砂災害警戒情報発表
6：45　避難準備・高齢者等避難開始発令（市内全域）
　　避難所開設（市内１７施設）
7：20　災害対策本部（第３配備）設置
8：10　第 1 回災害対策本部会議
8：40　避難勧告発令（鎮西・二瀬・筑穂・庄内地区）
　　避難所追加開設（４施設）
10：40　第 2 回災害対策本部会議
11：05　避難勧告発令（頴田地区）
14：00　第 3 回災害対策本部会議
14：40　災害対策本部（第４配備）設置
15：15　避難勧告発令（市内全域）
15：40　避難指示発令（鎮西・筑穂・庄内・穂波地区）
　　避難所追加開設（１施設）
15：50　遠賀川上流部氾濫注意報（警戒情報）発表
16：15　市長メッセージ放送（１回目）
16：20　避難指示発令（飯塚片島・菰田・立岩・鯰田・幸袋・頴田地区）
16：30　第 4 回災害対策本部会議
17：10　福岡県に大雨特別警報発表
17：45　市長メッセージ放送（２回目）
17：50　避難指示発令（市内全域）
18：36　避難所追加開設（１４施設）
19：15　第 5 回災害対策本部会議
19：43　自衛隊へ災害派遣要請
22：23　自衛隊災害派遣による救出完了
23：10　遠賀川上流部氾濫注意報（警戒情報）解除

平成 30 年 7 月 7 日（土）

5：14　洪水警報解除　洪水注意報発表　（大雨特別警報継続）
6：00　第 6 回災害対策本部会議
7：55　土砂災害警戒情報解除
8：10　大雨特別警報解除　洪水注意報解除　大雨注意報発表
11：00　第 7 回災害対策本部会議
12：30　避難指示解除（頴田地区を除く）
16：00　第 8 回災害対策本部会議
16：50　避難指示解除（市内全域）

平成 30 年 7 月 8 日（日）
8：30　第 9 回災害対策本部会議
18：00　第 10 回災害対策本部会議（第４配備を解除、第３配備へ移行）
20：56　大雨注意報解除

平成 30 年 7 月 9 日（月）
10：00　飯塚市災害ボランティアセンターを設置
13：30　第 11 回災害対策本部会議（第３配備解除、本部は継続して設置）

平成 30 年 7 月 10 日（火）
8：30　被災者総合相談窓口を設置

平成 30 年 7 月 13 日（金）
13：00　第 12 回災害対策本部会議

平成 30 年 7 月 19 日（木）
8：30　飯塚市義援金受付開始

平成 30 年 7 月 20 日（金）
8：30　平成 30 年 7 月豪雨による災害義援金募金箱設置（本庁・４支所・１２交流センター）
17：00　飯塚市災害ボランティアセンターを閉鎖（以降飯塚市社会福祉協議会で対応）
17：15　被災者総合相談窓口を閉鎖（以降各所管課で対応）

平成 30 年 7 月 27 日（金）
13：00　平成 30 年 7 月豪雨の検証会
17：00　災害対策本部解散（復旧等一部事務継続）

平成 30 年 7 月 29 日（日）
8：30　災害見舞金支給開始

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

平成30年7月豪雨に関する水位調べ（平成30年7月5日～平成30年7月7日）

日時		飯塚支部局（立岩）	振り始めからの累計雨量（立岩）	水位（遠賀川河川事務所川島水位観測所）		備考
				水位（川島）	最高水位	
5日	9時	0.0 mm	0.0 mm	0.20 m		
	10時	1.0 mm	1.0 mm	0.35 m		
	11時	1.0 mm	2.0 mm	0.44 m		
	12時	8.0 mm	10.0 mm	0.38 m		
	13時	20.0 mm	30.0 mm	0.82 m		
	14時	10.0 mm	40.0 mm	1.42 m		
	15時	11.0 mm	51.0 mm	1.67 m		
	16時	2.0 mm	53.0 mm	2.04 m		
	17時	4.0 mm	57.0 mm	2.33 m		
	18時	20.0 mm	77.0 mm	2.64 m		
	19時	11.0 mm	88.0 mm	3.22 m		
	20時	12.0 mm	100.0 mm	3.39 m		
	21時	10.0 mm	110.0 mm	3.26 m		
	22時	4.0 mm	114.0 mm	3.04 m		
	23時	1.0 mm	115.0 mm	2.74 m		
	24時	0.0 mm	115.0 mm	2.39 m		
6日	1時	0.0 mm	115.0 mm	1.99 m		
	2時	0.0 mm	115.0 mm	1.55 m		
	3時	3.0 mm	118.0 mm	1.24 m		
	4時	17.0 mm	135.0 mm	1.22 m		
	5時	20.0 mm	155.0 mm	1.70 m		
	6時	27.0 mm	182.0 mm	2.42 m		
	7時	32.0 mm	214.0 mm	3.43 m		
	8時	34.0 mm	248.0 mm	4.24 m		
	9時	12.0 mm	260.0 mm	4.51 m		
	10時	18.0 mm	278.0 mm	4.41 m		
	11時	6.0 mm	284.0 mm	4.32 m		
	12時	5.0 mm	289.0 mm	4.05 m		
	13時	2.0 mm	291.0 mm	3.74 m		
	14時	35.0 mm	326.0 mm	3.73 m		14:00～15:00 35mm
	15時	35.0 mm	361.0 mm	4.91 m		
	16時	18.0 mm	379.0 mm	5.62 m		
	17時	33.0 mm	412.0 mm	5.85 m		
	18時	19.0 mm	431.0 mm	6.09 m	6.16m（18;40）	
	19時	9.0 mm	440.0 mm	6.11 m		
	20時	4.0 mm	444.0 mm	5.85 m		
	21時	2.0 mm	446.0 mm	5.46 m		
	22時	1.0 mm	447.0 mm	5.01 m		
	23時	1.0 mm	448.0 mm	4.55 m		
	24時	2.0 mm	450.0 mm	4.19 m		
7日	1時	0.0 mm	450.0 mm	3.81 m		
	2時	1.0 mm	451.0 mm	3.47 m		
	3時	0.0 mm	451.0 mm	3.15 m		
	4時	0.0 mm	451.0 mm	2.85 m		
	5時	0.0 mm	451.0 mm	2.54 m		
	6時	0.0 mm	451.0 mm	2.26 m		
	7時	0.0 mm	451.0 mm	1.98 m		
	8時	0.0 mm	451.0 mm	1.69 m		

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

集中豪雨による被災者の救済制度について

支援策（制度名）	救済制度の内容	お問い合わせ 内線番号
水害し尿処理について	水害により雨水が流入した便槽は無料で収集しています。 受付期間等不明な点などありましたら、市役所環境センターまでご相談ください。	環境対策課　環境センター （☎6453）
水害ごみの処理について	水害ごみは無料で収集しています。 受付期間等不明な点などありましたら、市役所環境センターまでご相談ください。	環境対策課　総務係 （☎6451）
飯塚市災害見舞金の交付について	住家及び事業所の全壊、半壊、床上浸水（事業所については建物の地上階の最も低い床面から45㎝以上の浸水）に対し飯塚市災害見舞金を交付	社会・障がい者福祉課 社会福祉係 （☎1154）
福岡県災害見舞金の交付について	住家の全壊、半壊、床上浸水に対し福岡県災害見舞金を交付	社会・障がい者福祉課 社会福祉係 （☎1154）
災害援護資金（貸付）	この支援制度は申請が必要です 災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付	社会・障がい者福祉課 社会福祉係 （☎1154）
被災者生活再建支援制度（給付）	災害により居住する住宅が全壊するなど、被害を受けた世帯に対して支援金を給付	社会・障がい者福祉課 社会福祉係 （☎1154）
国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	住宅・家財の損害程度（床上浸水以上）に応じた減免率に基づき、保険税（料）を減免 ※詳細はお問い合わせください。	医療保険課 総務係 （☎1038）
医療費（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の一部負担金の免除	住家に床上浸水以上の被災をされた方は、医療機関等窓口での一部負担金の支払いを免除(平成30年10月末まで) ※詳細はお問い合わせください。	医療保険課 医療給付係 （☎1033）
介護保険利用者負担額の免除	住家に床上浸水以上の被災をされた方は、サービス利用時の利用者負担額の支払いを免除(平成30年10月末まで) ※詳細はお問い合わせください。	高齢介護課 指導・給付係 （☎1134）
介護保険料の減免	床上浸水以上の被害対象となります。 （保険金等で補てんされる場合は該当にならない場合があります。）	高齢介護課 保険料係 （☎1136）
固定資産税・市民税の減免		税務課 固定資産税係(☎1052) 市民税係(☎1058)
保育料の減免		子育て支援課 保育給付係(☎1112)
児童クラブの利用料の減免		学校教育課 放課後児童係(☎1627)
水道料金（下水道使用料含む）の減免	対　象：床下浸水以上の世帯 内　容：使用水量から5㎥減量	企業局 料金センター(☎2210)
事業支援相談窓口について	商工観光課商工係において相談受付	商工観光課 商工係(☎1463)
農業災害資金関係の融資の案内について（農家）	①農業近代化資金　1,800万円以下 ②農業経営基盤強化資金　3億円以下 ③農林漁業災害対策資金　500万円以下 ④農林漁業ｾｰﾌﾃｨｰﾈｯﾄ資金　600万円以下	農林振興課 農政・物産係 （☎1474）
市営住宅への一時入居について	申請が必要です 一時的に飯塚市市営住宅を提供します。 詳細は、ご相談ください。	住宅政策課 管理係(☎1521)
災害救助法に基づく被災住宅の応急修理について	半壊以上の住家を修理する資力のない方に、修理に係る費用の一部を助成します。 保険金等で補てんされる場合は、該当にならない場合があります。 詳細は、ご相談ください。	住宅政策課 総務係(☎1528)
要援護者支援相談窓口について	高齢者の方を対象とした総合相談を実施	高齢介護課 地域包括支援センター係 （☎1144）
	障がい者の方を対象とした総合相談を実施	社会・障がい者福祉課 社会福祉係 （☎1154）
児童・生徒への対応について	被災児童生徒の心身のケア	学校教育課 指導係(☎1630)
ボランティア支援について	ボランティア支援については社会福祉協議会へ連絡してください。	飯塚市社会福祉協議会 （☎23-2210）

※その他の相談等につきましては、防災安全課（☎内線１３８６ ）にお問い合わせください。

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

災害ボランティア・企業ボランティア活動及び災害時生活必需物資等供給状況調べ

期日		活動状況				生活必需物資等供給（延べ）		
		活動者数（人）	備考１	処理件数（件）	備考２	店舗数（社）	食分	備考３
7月6日	（金）					42	1,150	
7月7日	（土）					23	870	
7月8日	（日）					1	135	
7月9日	（月）					1	85	
7月10日	（火）	35		3		1	60	
7月11日	（水）	38		3		1	54	
7月12日	（木）	40		6		1	32	
7月13日	（金）	40		5		1	16	
7月14日	（土）	61		6		1	16	
7月15日	（日）	61		6		1	16	
7月16日	（月）	25		5		1	16	
7月17日	（火）	22		3		1	16	
7月18日	（水）	0		0		1	16	
7月19日	（木）	0		0		1	6	
7月20日	（金）	4		2		1	6	
7月21日	（土）					1	6	
7月22日	（日）					1	6	
7月23日	（月）					1	6	
7月24日	（火）					1	4	
合計		326	企業５社、社福連１１法人、一般３６名、他３団体	39	畳上げ・家財家具の移動等・ゴミだし・汚水の掃き出し	82	2,516	協定企業のうち３店舗、協定外企業40店舗から購入

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

平成３０年７月豪雨　総合相談窓口受付集計表

（7月23日現在）

日付	曜日	来庁者	り災証明受付	届出証明発行	相談・他
7月10日	火	214	51	2	161
7月11日	水	176	50	4	122
7月12日	木	133	40	4	89
7月13日	金	115	27	5	83
7月14日	土	62	17	3	42
7月15日	日	34	9	0	25
7月16日	月（祝）	62	13	0	49
7月17日	火	101	25	0	76
7月18日	水	49	18	2	29
7月19日	木	68	17	1	50
7月20日	金	76	19	3	54
		1,090	286	24	780

総合相談窓口開設期間：平成30年7月10日（火）8時30分～8月20日（金）17時15分

※　木曜日は19時まで窓口延長

災害見舞金交付件数

飯塚市見舞金　（7月18日現在）

		件数
半壊		155
床上浸水	住家	242
	事業所	90
計		487

福岡県見舞金　（7月18日現在）

	件数
半壊	155
床上浸水	242
重傷者	2
計	399

※　見舞金配布については、7月29日（日）より開始

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

各排水機場運転開始時間及び運転開始水位（土木管理課）

（7月28日現在）

施設名		7/5　日		7/6　日		7/7　日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
明星寺川排水機場	16.40	運転なし		8:50	23:20	運転なし	
菰田排水機場	13.56	13:10	23:50	5:10	→	→	5:00
学頭排水機場	14.50	15:50	6日　00:30	5:50	→	→	5:30
殿浦排水機場	13.60	18:15	22:40	6:20	→	→	1:00
庄司川排水機場	12.00	17:30	6日　00:15	6:45	→	→	7:00
鯰田排水機場	11.55	18:10	6日　1:15	6:00	→	→	7:15
薙野排水機場	10.50	17:05	6日　0:45	5:35	→	→	7:35
薙野下流排水機場	10.90	6日　0:20	6日　0:40	6:50	→	→	1:55
秋松西排水機場	18.20	運転なし		14:43	21:00	運転なし	
若菜排水機場	17.80	運転なし		14:30	21:00	運転なし	
西秋松排水機場	17.10	運転なし		6:32	0:00	運転なし	
十玉排水機場	14.20	19:08	21:29	6:58	22:06	運転なし	
大日寺排水機場	14.88	運転なし		4:50	→	→	1:00
頴田排水機場	10.17	18:07	→	→	6日16:30 職員・操作員退避		停止時間調査中

各排水機場運転開始時間及び運転開始水位（農業土木課）

（7月28日現在）

施設名		7/5　日		7/6　日		7/7　日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
堀池		運転なし		運転なし		運転なし	
赤池	10.50	16:20	23:55	3:40	→	→	7:40
川島	11.63	18:45	21:20	7:30	→	→	6:30

各ポンプ場運転開始時間及び運転開始水位　（上下水道施設課）

（7月28日現在）

施設名		7/5日		7/6日		7/7日	
	運転水位	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻	運転開始時刻	運転停止時刻
片島	12.50	15:54	21:53	4:52	23:20	運転なし	
芦原	13.74	19:00	19:40	5:56	→	→	2:50
東町	13.80	17:00	20:00	5:30	→	→	2:20
鶴三緒	14.30	14:08	23:43	5:30	23:13	0:06	5:42

市営住宅一時入居状況一覧表　（7月28日現在）

住宅名	入居世帯	入居者数（人）
下三緒団地	3	5
目尾第２団地	3	8
清水谷第２	2	2
小正高畑団地	2	5
頴田中央団地	2	5
新立団地	1	1
桜が丘団地	1	4
小峠東団地	2	4
計	**16**	**34**

４常任委員会共通資料
平成30年8月3・6・7・8日提出

災害ごみ・消毒・し尿処理状況一覧表（平成30年7月27日現在）

期日		ごみ処理	消毒処理	し尿処理	備考
		収集量(kg)	件数	件数	
7月7日	土	18,120	1	236	
7月8日	日	83,450	25	49	
7月9日	月	53,480	0	106	
7月10日	火	99,100	15	38	仮置場開設
7月11日	水	161,790	41	24	
7月12日	木	71,740	70	28	
7月13日	金	37,900	60	19	
7月14日	土	15,250	49	1	
7月15日	日	12,090	49	－	
7月16日	祝	11,820	54	15	
7月17日	火	23,400	52	25	
7月18日	水	51,160	37	16	仮置場から清掃工場への搬入開始
7月19日	木	33,770	12	5	
7月20日	金	36,460	39	10	
7月21日	土	―	―	―	
7月22日	日	―	―	―	仮置場への搬入停止
7月23日	月	54,420	22	12	
7月24日	火	35,350	15	6	
7月25日	水	35,430	9	7	
7月26日	木	35,740	24	12	
7月27日	金	45,760	7	9	
合計		916,230	581	618	

4常任委員会共通資料
平成30年8月3･6･7･8日提出

7月豪雨検証会の総括

1　情報の共有

災害対策本部各班、本庁と各支所、災害対策本部と消防･警察･消防団･自衛隊･社会福祉協議会、災害対策本部と河川事務所、県災害　対策本部の情報共有を推進するために、次の事項を行う。

（1）災害対策本部会議前後に班長会議の実施

（2）ネットワーク上で会議資料を共有

＊情報共有は職員一人一人が、それぞれの立場で意識して行動しないと実現しない。

2　災害対策本部の部長、班長、係長は、それぞれの役職に応じた業務を行う。

災害時は先行性と適時性が優先する。従って、自分が行った方が早いと判断する事項は、部下任せにせず、自ら行う意識が重要である。この際、国、県との連携をとった活動に留意する。

3　各職員は自分の役割を理解し、役割を確実に果たす。

班の初動マニュアルにおいて、各職員の役割までを具体化する。

4　情報が錯誤･混乱した場合は現場を確認（全ての答えは現場にある。）

パトロール班、民地調査班、公共土木班等の現地確認を行う班の確認事項を明確にすると共に、統一運用を行う。

5　平常時に備えていなければ、非常時は厳しい現実が待ち受けている。

各班、地域防災計画にある平常時の役割を再確認する。

（1）災害対策本部の活動の事前訓練

（2）避難所開設･運営の確認

（3）各種復旧事務の流れの修得

経済建設委員会資料
平成30年8月8日提出

平成30年７月豪雨災害に関する緊急融資に係る利子補給について

平成30年７月５日からの大雨による被災事業者の早期復興支援として、福岡県が実施する緊急特別融資を活用し、飯塚市と金融機関が連携した利子補給支援を実施する。

１　対象となる融資（福岡県「緊急経済対策資金」緊急特別融資枠）の概要

① 融資対象　平成30年７月豪雨災害に係る被災中小企業

② 資金使途　復旧に要する設備資金、運転資金

③ 融資利率　０．９％＜通常利率１．３％から0.4％引き下げ＞

④ 保証料率　　０％＜所定料率０．２５％～１．６２を全額県が負担＞

⑤ 限 度 額　３千万円

⑥ 返済期間　１０年以内（据置２年以内）

⑦ 申請期間　平成３０年８月３日～平成３１年３月２９日（保証協会受付）

⑧ 申 請 先　取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

※ 市町村等の発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要

※ 既存の借入れの借換は不可

２　飯塚市の支援（利子補給）内容

① 対 象 者　福岡県「緊急経済対策資金」緊急特別融資枠の融資決定者

② 支援内容　上記利用事業者への利子補給（利率：0.5％分、申請者負担0.4％）

③ 補給期間　10年間

④ 申請期間　平成３０年８月３日～平成３１年３月２９日（保証協会受付）

⑤ 申 請 先　飯塚市経済部商工観光課

経済建設委員会資料
平成30年8月8日提出

飯まちプレミアム商品券の概要

商品券の名称	飯まちプレミアム商品券
商品券１冊の販売価格	１０，０００円
商品券１冊の構成	５００円券×２２枚
商品券１冊のプレミアム額	１，０００円
プレミアム率（割増率）	１０％
商品券の発行冊数	２０，０００冊
商品券の販売総額	２００，０００，０００円
商品券の発行総額	２２０，０００，０００円
商品券１次販売について	往復はがきによる事前申込み 発行冊数以上の申込みがあった場合には抽選 １８歳以上を対象に１人８冊まで販売
商品券の事前申込期間	平成３０年７月１２日～平成３０年８月３日
事前申込商品券の引換え	平成３０年９月１日～平成３０年９月７日 場所：飯塚商工会議所
商品券２次販売について	事前申込みの残り、キャンセルのあったものについて窓口販売を実施。 日時：平成３０年９月９日（日）１０時～１５時 場所：飯塚市役所 ※９月１０日以降は、飯塚商工会議所、飯塚市商工会本所にて販売。（９時～１６時）
商品券の使用可能期間	平成３０年９月１日～平成３１年１月３１日
商品券の取扱店舗数	３０６店（H30年7月11現在） （H26:308店、H27:547店※、H28：390店、H29：345店） ※H27はプレミアム率20%、加盟店負担無し
商品券の取扱店舗	飯塚市内の商工業者等で、登録した事業所 対象業種は、小売業・サービス業・飲食業等。 但し、消費の促進・喚起に適当でない業種は除く
商品券の換金期間	平成３０年９月６日～平成３１年２月２８日 毎週木曜日10時～15時（祝祭日、年末年始は除く）
プレミアム分の負担割合	飯塚市５割、福岡県３割、実施主体２割（加盟店）
アンケート【購入者向け】 商品券使用後の詳細なアンケート （商品券の引き換え販売時に手渡して、協力依頼）	【質問項目（抜粋）】 年齢・性別・職業・家族構成・商品券で支払った額・商品券に追加して支出した額・商品券で購入した商品内容・来年度の商品券の購入意向
アンケート【店舗向け】 （商品券の換金時にアンケート記入を必須）	【質問項目（抜粋）】 店の業種、形態等・商品券発行によりセール等を行ったか・商品券による売上増の割合・商品券による新規顧客の有無

重要！

1セット1万円で（500円×22枚綴り） **1万1千円分お買い物ができる！**

飯まちプレミアム商品券

今年も予約販売となります！

販売総額2億円！プレミアム率10%

予約受付期間 ※往復はがきでの事前予約（申込）でなければ購入できません。

平成30年 7月12日（木）～8月3日（金）

消印有効／持参の方は同期間中9：00～17：00の間（土日祝日除く）

〈お問合せ〉飯塚商工会議所 ☎0948-22-1007／飯塚市商工会 ☎0948-22-5382

今回も、事前予約（往復はがき）が必要です！！

応募 →（郵送／往信・返信はがき両方に62円切手を貼付）→ 飯塚商工会議所 → 抽選 →（当選通知）→ 当選者 →（引換購入）→ 飯塚商工会議所

お申込は、お一人様につき1通まで！記入漏れ・重複記載等は無効。落選者は購入できません。

※ 当選しても販売期間中に引換購入に行けない方は、代理人に委任することができます。

↓下の往復はがきでご予約ください

※ 詳しくは裏面へ →

〈きりとり〉

郵便往復はがき

郵送の場合は62円切手を貼ってください 返信はがきにも貼ってください

往信

8 2 0 - 8 5 0 7

飯塚市吉原町6番12号

飯塚商工会議所 宛

この折り目を外側にして折って差し出してください

飯まちプレミアム商品券 抽選結果通知

当選された方は、当選はがきをご持参のうえ下記の内容での引換購入をお願いします。

【引換販売場所】
飯塚商工会議所（飯塚市吉原町6番12号☎0948-22-1007）
要持参：当選結果通知はがき・現金

【引換販売期間】
平成30年9月1日（土）～9月7日（金）9：00～16：00
引換期間中は、土・日曜日も引換販売を行います。

引換期間を過ぎますと引換購入ができませんのでご注意ください

<代理引換購入にあたっての注意事項>

★代理引換者は18歳以上に限ります。
★当選者で代理引換を委任される方は、自筆で当選通知はがきの宛名面の委任状欄の代理人名、購入者の住所と氏名を記入の上、捺印ください。
★代理引換者（委任状欄で委任を受けた方）は、受領欄（委任状欄下部）に住所・氏名を記入のうえ捺印し、身分証明書等と共に持参し引換購入してください。
★身分証明書等とは、運転免許証・パスポート・健康保険証・学生証等のいずれかです。（コピー・写しは、不可）

委 任 状 欄

私は、裏面記載の「飯まちプレミアム商品券」の引換購入にあたり
氏を代理人として委任します。

住 所

氏 名 印

受 領 欄

私は、代理人として裏面記載の「飯まちプレミアム商品券」を受領しました。

住 所

氏 名 印

〈きりとり〉

飯まちプレミアム商品券のご購入申込方法について

1. 販売総額	2億円（プレミアム率10%・発行総額2億2千万円）
2. 販売価格	1冊 1万円（500円券×22枚）
3. 申込限度額	お一人様 **8万円まで**（18歳以上の方）
4. 購入申込方法	下記の往復はがきに黒ボールペン（鉛筆は不可）で楷書にて必要事項を記入の上、郵送もしくは持参にてお申し込みください。★郵送の場合は往信分の62円切手と返信分の62円切手の合計2枚を貼付して送付ください★ なお、TEL・FAX・メールでのお申し込みは受け付けません。官製の往復はがきを使用される場合は、同様の内容をご記入ください。
5. 応募受付期間	7月12日（木）～8月3日（金）まで　消印有効／持参の方は同期間中の9:00～17:00の間（土日祝日除く）
6. 抽選方法	申込金額が販売総数を超えた場合には、抽選により決定します。
7. 抽選結果通知	抽選日以降速やかに抽選結果通知を、返信用はがきで申込者全員に発送します。
8. 引換販売場所	■ 飯塚商工会議所（飯塚市吉原町6番12号 ☎0948-22-1007）【要持参：当選結果通知はがき・現金】
9. 引換販売期間	■ 平成30年9月1日（土）～9月7日（金）9:00～16:00　引換期間中は土・日曜日も引換販売を行います。 引換期間を過ぎますと引換購入ができませんのでご注意ください。
10. 商品券有効期間	平成30年9月1日（土）～平成31年1月31日（木）

申込金額が販売総数に達しなかった場合は、下記の日時に販売いたします。

■9月 9日（日）10:00～15:00【飯塚市役所】飯塚市新立岩5番5号　**売切れ次第終了**
■9月10日（月）～12月27日（木）9:00～16:00（土日祝日除く、※9月9日（日）で売れ残りのある場合のみ）
【飯塚商工会議所】飯塚市吉原町6番12号 ☎0948-22-1007【飯塚市商工会穂波本所】飯塚市忠隈494 ☎0948-22-5382

代理引換購入にあたっての注意事項

★ 代理引換者は18歳以上に限ります。
★ 当選者で代理引換を委任される方は、自筆で当選通知はがき宛名面の委任状欄の代理人名、購入者の住所と氏名を記入の上、捺印ください。
★ 代理引換者（委任状欄で委任を受けた方）は、受領欄（委任状欄下部）に住所・氏名を記入のうえ捺印し、身分証明書等と共に持参し引換購入してください。
★ 身分証明書等とは、運転免許証・パスポート・健康保険証・学生証のいずれかです。（コピー・写しは、不可）

↓申込者の郵便番号・住所・氏名を必ずお書きください。

〈きりとり〉

必ず62円切手を貼ってください 貼っていないと返送されます

返信

郵便往復はがき

□□□-□□□□

申込者のご住所

申込者のご氏名

様

〈商工会議所記入欄〉

当選結果	当選　　落選
引換購入が可能な金額	万円

飯塚商工会議所　印

〈きりとり〉

この折り目を内側にして折って差し出してください

↓1～5の必要事項をすべてご記入ください↓

返信はがきにも、必ず62円切手を貼ってください

※ご応募は、お一人1通まで。〈**8万円**を限度とします〉

1	購入金額 ※8万円まで	万円
2	住所	〒　－
3	電話番号	（自宅）　－　－
		（携帯）　－　－
4	フリガナ	
	氏名	
5	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日

※ご記入いただいた個人情報は商品券発行事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

※返信切手がない場合また、記入漏れのある場合は無効となります。
※購入金額の変更はできません。

経済建設委員会資料
平成30年8月8日提出

乗合バス路線（西鉄筑豊株式会社「筑豊（急行）福岡線」）の一部区間の廃止申請の取り下げについて

（1）事業所からの当初の路線廃止申出内容（平成30年2月28日付）

会社名　西鉄バス筑豊株式会社

① 廃止路線の概要

路線名	廃止区間	廃止距離（km）	廃止予定日
筑豊（急行）福岡線	西鉄後藤寺～近畿大学前（笠松交差点）	9.64	平成 30 年 10 月 1 日
1路線	1 区間	9.64	

② 減便の概要：14往復（28便） ⇒ 10往復（20便）※8便の減

・飯塚BT ～ 博多駅【⇒8.5往復（17便）】

・近畿大学前 ～（飯塚BT）～ 博多駅【⇒1.5往復（ 3便）】

（2）飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議で報告（平成30年3月16日）

庄内地域住民への配慮の要望意見

（3）福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会への要望（平成30年3月29日）

庄内地域住民、近畿大学産業理工学部及び同付属高校の通学者等への配慮を要望

（4）田川地区広域政策協議会が西鉄本社へ路線存続の要望書を提出（平成30年4月18日）

（5）西鉄バス筑豊株式会社が福岡県バス対策協議会へ廃止区間の取り下げ願いを提出
※減便対応（平成30年7月2日付）

① 減便の概要：14往復（28便） ⇒ 9往復（18便）※10便の減

・飯塚BT ～ 博多駅【⇒3往復（6便）】

・西鉄後藤寺 ～（飯塚BT）～ 博多駅【⇒6往復（12便）】

経済建設委員会資料
平成30年8月8日提出

1. 幸袋地内の車両損傷事故について

1．事故発生日時 平成30年6月13日(水)午後2時頃
2．事故発生場所 飯塚市幸袋781番地130
3．事故の概要　土木管理課が所管する市有地(幸袋781番地6)から伸びた樹木の枝が落下し、相手方敷地内に駐車中の車両を損傷させたもの。
4．損害の状況　相手方車両の左上部及び左後ドアの損傷
5．損害賠償　市有地管理上における車両損傷事故に係る損害賠償については、財産活用課と協議のうえ対処する。

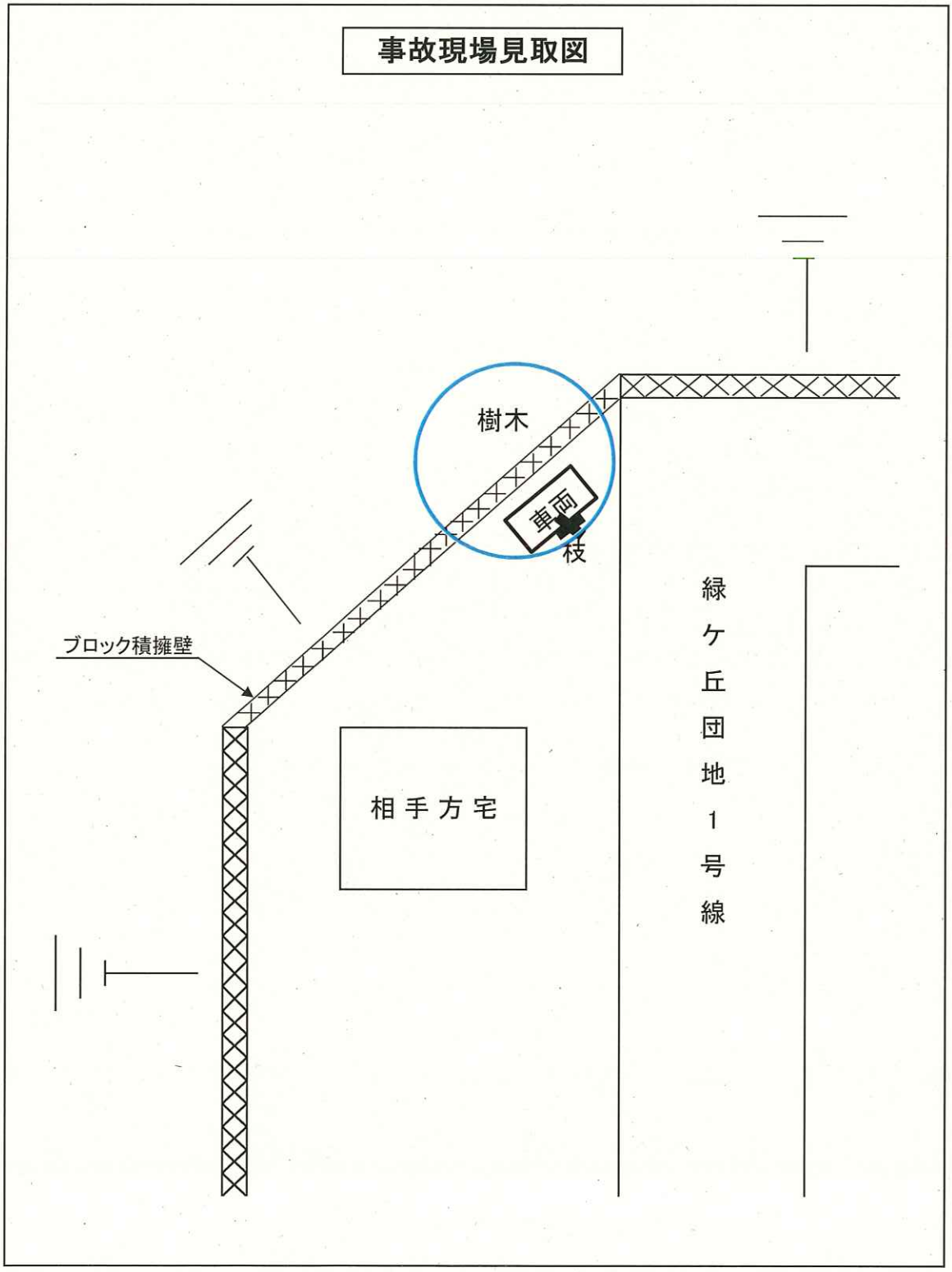

工事請負契約報告書(企業局企業管理課)

経済建設委員会資料
平成30年8月8日 提出

工　事　名	予定価格(A)	落札額(B)	落札率(B/A) (小数点第三位以下切捨)	契約者名	入札日
目尾鯰田汚水幹線管渠布設 (12工区)工事	99,091,080 円 うち消費税 7,340,080 円	86,565,240 円 うち消費税 6,412,240 円	87.35 %	(有)ダイオー建設	7月23日
契約年月日 平成30年7月26日	最低制限価格				
工　期 平成30年7月27日 から 平成31年2月28日 まで	86,565,240 円 うち消費税 6,412,240 円				

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)【工種:土木Ⅰ】

(株)前田組	柴田建設工業(株)	(株)修成工業	(株)伍栄建設	(有)松本建興
(株)フジイ	(株)あさひ産業	三智産業(株)	竹中機設(株)	(株)小山産業
(株)高森組	(有)ダイオー建設	(有)富士土木	下川建設(株)	岩永建設(有)
(株)大原組	(株)川端組			

＊地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果(17者中17者)

経 済 建 設 委 員 会 資 料
平成 30 年 8 月 8 日提出

飯塚市立病院の現状について

飯塚市立病院損益計算書、貸借対照表 ・・・ 1

飯塚市立病院の医師数等状況 ・・・ 2

飯塚市立病院の患者数状況 ・・・ 3

飯塚市立病院　損益計算書

単位：千円

		H20年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
事業収益	入院診療収益	1,906,644	2,349,025	2,863,317	2,971,129	3,074,632
	外来診療収益	630,570	780,627	843,645	842,037	865,787
	その他の事業収益	37,534	67,569	100,463	94,796	77,221
	計	2,574,748	3,197,221	3,807,425	3,907,962	4,017,640
事業費用	材料費	517,937	656,188	720,911	687,760	707,648
	給与費	1,783,113	2,234,826	2,293,653	2,359,868	2,444,044
	委託費	233,267	316,916	319,618	317,340	324,379
	設備関係費	105,644	375,994	389,713	493,425	429,518
	研究研修費	10,563	10,372	5,881	7,404	8,736
	経費	234,689	302,004	273,840	230,194	244,488
	計	2,885,213	3,896,300	4,003,616	4,095,991	4,158,813
事業利益		▲ 310,465	▲ 699,079	▲ 196,191	▲ 188,029	▲ 141,173
事業外収益		154,501	259,392	269,061	265,522	263,671
事業外費用		452	10,152	19,328	21,968	50,841
経常利益		▲ 156,416	▲ 449,839	53,542	55,525	71,657
臨時収益等				8,273	270	
臨時費用等			1,538	4,043	2,657	1,561
税引前当期利益		▲ 156,416	▲ 451,377	57,772	53,138	70,096

1日平均入院患者数(人)	152.5	158.4	191.9	191.1	192.7
入院収益単価(円)	34,255	40,621	40,763	42,604	43,720
1日平均外来患者数(人)	290.1	336.3	349.8	338.9	331.2
外来収益単価(円)	7,419	7,923	8,204	8,479	8,922
材料費率(対事業収益)(%)	20%	21%	19%	18%	18%
給料費率(対事業収益)(%)	69%	70%	60%	60%	61%

※　入院中に外来に受診した患者については入院患者数へ含めることから、「市立病院の患者数状況」との外来患者数と差が発生します。

貸　借　対　照　表

平成29年度

単位：千円

	期　首	期　末
資産の部		
現金	1,891	1,445
普通預貯金	239,353	130,236
その他の資産	645,794	636,054
医薬品	20,013	17,923
診療材料	12,607	13,683
医療消耗品	1,534	1,663
流動資産	**921,192**	**801,004**
土地	12,404	12,404
建物	143,485	154,580
医療用機器	586,503	626,314
器具備品	100,587	102,396
リース資産	470,780	470,780
減価償却累計額	768,531	921,774
有形固定資産	545,228	444,700
無形固定資産	7,586	5,262
その他の資産	2,213	1,545
固定資産	**555,027**	**451,507**
資産の部合計	1,476,219	1,252,511
負債の部		
買掛金	149,693	145,853
未払金	83,000	103,197
短期借入金	255,800	188,350
その他の流動負債	258,929	292,420
流動負債	**747,422**	**729,820**
長期借入金	1,088,629	900,279
長期リース債務	249,841	162,422
固定負債	**1,338,470**	**1,062,701**
負債の部合計	2,085,892	1,792,521
純資産の部		
地方公共団体補助金	3,109	2,676
当期未処理損失	▲ 612,782	▲ 542,686
純資産の部合計	▲ 609,673	▲ 540,010
負債・純資産の部合計	1,476,219	1,252,511

飯塚市立病院の医師数状況

（単位：人）

科　目	労災病院（20.3.31現在）		市立病院（20.4.1現在）			市立病院（29.4.1現在）		市立病院（30.4.1現在）		市立病院（30.7.1現在）	
	常勤医師	非常勤医師	常勤医師		非常勤医師	常勤医師	非常勤医師	常勤医師	非常勤医師	常勤医師	非常勤医師
		人数	配置計画								
内　　科	9	8	10	11	9	12	10	10	9	11	8
神経内科			1			1		1		1	
小　児　科		1	2		1	1		1		1	
外　　科	5	1	6	5	1	5	2	5	2	5	2
整形外科		2	2		5	4	7	5	6	5	6
脳神経外科			1			1	2	1	2	1	1
呼吸器外科										1	
乳腺外科											
泌尿器科		2	1		2		4		4		4
皮　膚　科						2		2		2	
眼　　科	2		2	2		1	4	1	3	1	3
耳鼻咽喉科		1	2		3	1	3	1	3	1	3
リハビリ科	2		2		1		2	1	1	1	1
放射線科	2		2	2		2		2		2	
麻　酔　科		3	1		3	1	4	1	3	1	3
合　　計	20	18	32	20	25	31	38	31	33	33	31

飯塚市立病院の看護師数状況

（単位：人）

	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計
看　護　師	119	10	129	125	8	133	131	9	140	141	10	151	140	12	152
准看護師	7	6	13	3	5	8		2	2	1	2	3	1	2	3
看護助手	2	3	5		8	8	10	22	32	13	12	25	14	13	27
合　　計	128	19	147	128	21	149	141	33	174	155	24	179	155	27	182

飯塚市立病院の患者数状況

（単位：人）

科目	平成28年度			平成29年度			平成29-28年度 差引			平成29年度 (30.6.30現在)			平成30年度 (30.6.30現在)			平成30-29年度 (30.6.30現在) 差引		
	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計
内科	29,127	29,375	58,502	28,068	28,826	56,894	△1,059	△549	△1,608	7,671	7,219	14,890	6,214	6,524	12,738	△1,457	△695	△2,152
外科	7,124	6,473	13,597	6,470	6,528	12,998	△654	55	△599	1,662	1,678	3,340	1,855	1,524	3,379	193	△154	39
眼科	2,322	15,722	18,044	1,991	16,402	18,393	△331	680	349	661	4,067	4,728	409	4,389	4,798	△252	322	70
小児科	9	3,431	3,440	0	1,260	1,260	△9	△2,171	△2,180	0	315	315	0	246	246	0	△69	△69
整形外科	26,728	23,965	50,693	28,664	23,619	52,283	1,936	△346	1,590	6,858	5,988	12,846	7,454	6,071	13,525	596	83	679
脳神経外科	1,819	2,670	4,489	1,725	2,356	4,081	△94	△314	△408	256	636	892	372	578	950	116	△58	58
神経内科	2,281	1,687	3,968	2,710	1,816	4,526	429	129	558	628	466	1,094	514	419	933	△114	△47	△161
呼吸器外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳腺外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泌尿器科	0	1,195	1,195	0	1,344	1,344	0	149	149	0	355	355	0	310	310	0	△45	△45
皮膚科	183	6,522	6,705	478	7,068	7,546	295	546	841	94	1,760	1,854	76	1,945	2,021	△18	185	167
耳鼻咽喉科	145	4,277	4,422	220	4,394	4,614	75	117	192	28	1,154	1,182	60	1,103	1,163	32	△51	△19
リハビリ科	0	29,860	29,860	0	29,714	29,714	0	△146	△146	0	7,079	7,079	0	7,285	7,285	0	206	206
放射線科	0	734	734	0	813	813	0	79	79	0	206	206	0	200	200	0	△6	△6
医療相談	0	106	106	0	100	100	0	△6	△6	0	20	20	0	23	23	0	3	3
禁煙外来	0	26	26	0	0	0	0	△26	△26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	69,738	126,043	195,781	70,326	124,240	194,566	588	△1,803	△1,215	17,858	30,943	48,801	16,954	30,617	47,571	△904	△326	△1,230
一日あたり患者数	191.1	430.2		192.7	424.0		1.6	△6.2		196.2	418.1		186.3	413.7		△9.9	△4.4	
病床利用率	76.4%			77.1%			0.7%			78.5%			74.5%			△4.0%		
平均在院日数	21.2日			22.3日			1.1日			20.4日			23.6日			3.2日		
診療日数	365	293		365	293		0	0		91	74		91	74		0	0	

4 常 任 委 員 会 共 通 資 料
平成 30 年 8 月 3 日～8 日提出

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン
（素案）

平成 30 年 7 月
飯　塚　市

目　次

第１章　定住自立圏構想の概要　1

１．定住自立圏構想の目的 ---------- 1

２．定住自立圏の名称及び構成市町 ---------- 1

３．定住自立圏共生ビジョンの計画期間 ---------- 1

第２章　圏域の現状及び課題　2

１．位置及び地勢 ---------- 2

２．人口 ---------- 3
（１）人口・世帯数の推移 ---------- 3
（２）人口動態 ---------- 8
（３）通勤・通学状況 ---------- 11

３．生活機能 ---------- 13
（１）医療 ---------- 13
（２）子育て支援 ---------- 14
（３）産業 ---------- 14

４．結びつきやネットワーク ---------- 26
（１）公共交通 ---------- 26
（２）ＩＣＴインフラ ---------- 26

第３章　圏域の将来像　27

第４章　具体的取組　28

１．生活機能の強化 ---------- 29
（１）医療 ---------- 29
（２）福祉 ---------- 32
（３）子育て支援 ---------- 35
（４）教育 ---------- 38
（５）産業振興 ---------- 39
（６）環境衛生 ---------- 41
（７）その他 ---------- 42

２．結びつきやネットワークの強化 ---------- 43
（８）地域公共交通 ---------- 43
（９）圏域内外の人の交流と移住・定住の促進 ---------- 45
（10）消防・防災 ---------- 48

３．圏域マネジメントの強化 ---------- 49
（11）人材育成 ---------- 49

第５章　資料編　50

１．嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン・策定の経過 ---------- 50

２．嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議・委員名簿 ---------- 51

３．中心市宣言書 ---------- 52

４．定住自立圏形成協定書 ---------- 53

５．定住自立圏構想推進要綱 ---------- 67

第１章　定住自立圏構想の概要

１．定住自立圏構想の目的

わが国では現在、人口減少と少子高齢化が急速に進行することが見込まれている中で、地方圏の各地に住民が安心して暮らし続けられる生活圏域を形成して、地方圏から都市圏への人口流出を抑制するとともに、都市圏から地方圏への人の流れを創出する必要があります。定住自立圏構想は、このような時代の変化に対応し、「中心市」と「近隣市町村」が連携して、お互いの自主性を尊重しながら、連携・役割分担して圏域を活性化することで定住に向けた機能充実や地域の魅力向上を推進していく政策です。

本ビジョンは、平成30年3月26日に飯塚市と嘉麻市、桂川町が１対１で締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、圏域としてめざすべき将来像とその実現に向けた具体的取組を示すものです。

２．定住自立圏の名称及び構成市町

名称　　：嘉飯圏域定住自立圏
構成市町：飯塚市(中心市)、嘉麻市、桂川町
経過　　：平成29年12月22日　中心市宣言
　　：平成30年 3月26日　定住自立圏形成協定の締結

３．定住自立圏共生ビジョンの計画期間

2018年度～2022年度までの5年間となっています。なお、共生ビジョンの策定後は、必要に応じて所要の見直しを行います。

第２章　圏域の現状及び課題

１．位置及び地勢

飯塚市・嘉麻市・桂川町で構成する本圏域は、福岡県の中央に位置し、面積は 369.32㎢で、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、全体の約3分の2は森林と耕作地からなっています。周囲の山地に源を発する河川は、多くの支流を集めて遠賀川となり北流しています。山林や河川流域に広がる水と緑が豊富な地域です。

交通においては、南北に縦断する国道200号・211号と東西に横断する国道201号が交わる交通の要衝となっており、福岡市・北九州市の２大都市と県東部の田川圏域、県南部の久留米圏域や朝倉圏域を結ぶ地域として、福岡県全域の発展のカギを握る重要な圏域であるといえます。

図　圏域の位置

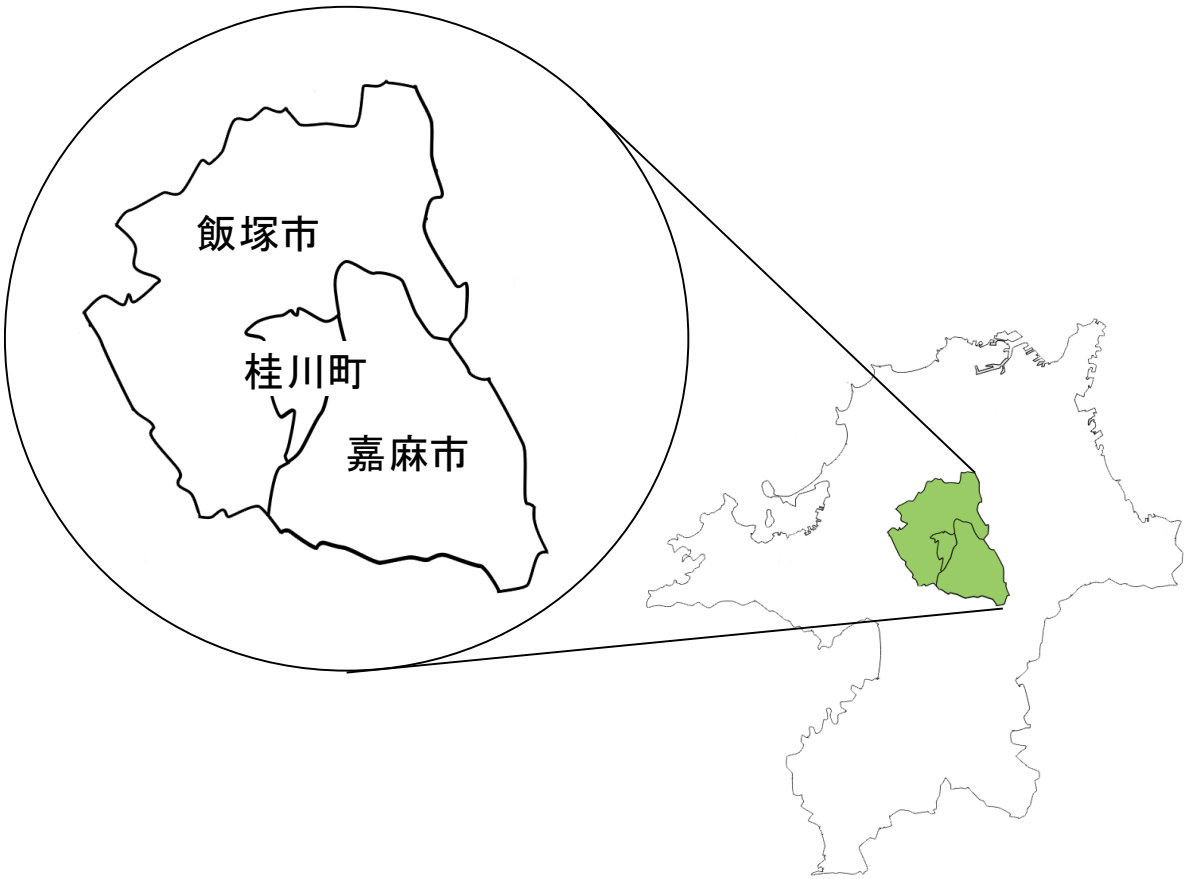

２．人口

（１）人口・世帯数の推移

①総人口

平成27年国勢調査による本圏域の総人口は合計で 181,385人となっており、平成17年の193,821人と比べ△6.4%（△12,436人）と減少しています。県では＋1.0%（＋5万人）、全国では△0.5%（△68万人）となっているのに対し、本圏域においては、いずれの市町においても減少を続けています。平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、22年後の2040年の本圏域の総人口は合計で 139,757人になると推計されており、5年ごとの減少率を比較しても全国を上回る減少率となっています。

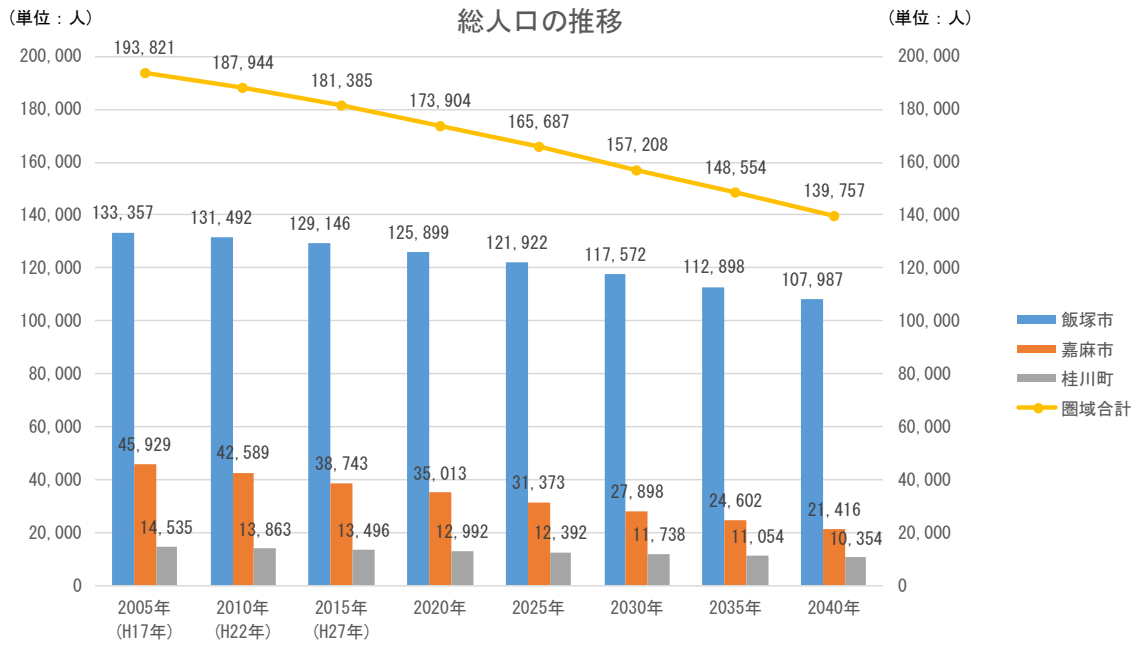

図表　総人口の推移

			実績値			推計値（参考）				
			2005年（H17年）	2010年（H22年）	2015年（H27年）	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
	飯塚市	実数	133,357人	131,492人	129,146人	125,899人	121,922人	117,572人	112,898人	107,987人
		増減率	△ 2.4%	△ 1.4%	△ 1.8%	△ 2.5%	△ 3.2%	△ 3.6%	△ 4.0%	△ 4.3%
	嘉麻市	実数	45,929人	42,589人	38,743人	35,013人	31,373人	27,898人	24,602人	21,416人
		増減率	△ 5.1%	△ 7.3%	△ 9.0%	△ 9.6%	△ 10.4%	△ 11.1%	△ 11.8%	△ 13.0%
	桂川町	実数	14,535人	13,863人	13,496人	12,992人	12,392人	11,738人	11,054人	10,354人
		増減率	△ 1.5%	△ 4.6%	△ 2.6%	△ 3.7%	△ 4.6%	△ 5.3%	△ 5.8%	△ 6.3%
圏域合計		実数	193,821人	187,944人	181,385人	173,904人	165,687人	157,208人	148,554人	139,757人
		増減率	△ 3.0%	△ 3.0%	△ 3.5%	△ 4.1%	△ 4.7%	△ 5.1%	△ 5.5%	△ 5.9%
福岡県		実数	505万人	507万人	510万人	510万人	504万人	496万人	484万人	470万人
		増減率	0.6%	0.4%	0.6%	0.0%	△ 1.2%	△ 1.6%	△ 2.4%	△ 2.9%
全国		実数	12,777万人	12,806万人	12,709万人	12,532万人	12,254万人	11,913万人	11,522万人	11,092万人
		増減率	0.7%	0.2%	△ 0.8%	△ 1.4%	△ 2.2%	△ 2.8%	△ 3.3%	△ 3.7%

出典：実績値～総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）
推計値～国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年3月30日公表分）

②年齢３区分別人口

平成27年国勢調査による本圏域の年齢３区分別人口構成比は、年少人口（0～14歳）が12.5％（22,479人）、生産年齢人口（15～64歳）が　57.0％（102,685人）、老年人口（65歳以上）が　30.6％（55,103人）となっており、福岡県や全国に比べて老年人口が高い割合を占め、年少人口や生産年齢人口が低い状況となっています。

平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、2040年における本圏域の年齢３区分別人口構成比は、年少人口　11.6％（16,269人）、生産年齢人口　51.8％（72,429人）、老年人口　36.5％（51,059人）となっており、実数では、平成17年に比べて年少人口が△8,723人、生産年齢人口が△49,724人と減少している一方、老年人口は＋4,528人と増加すると予想されています。

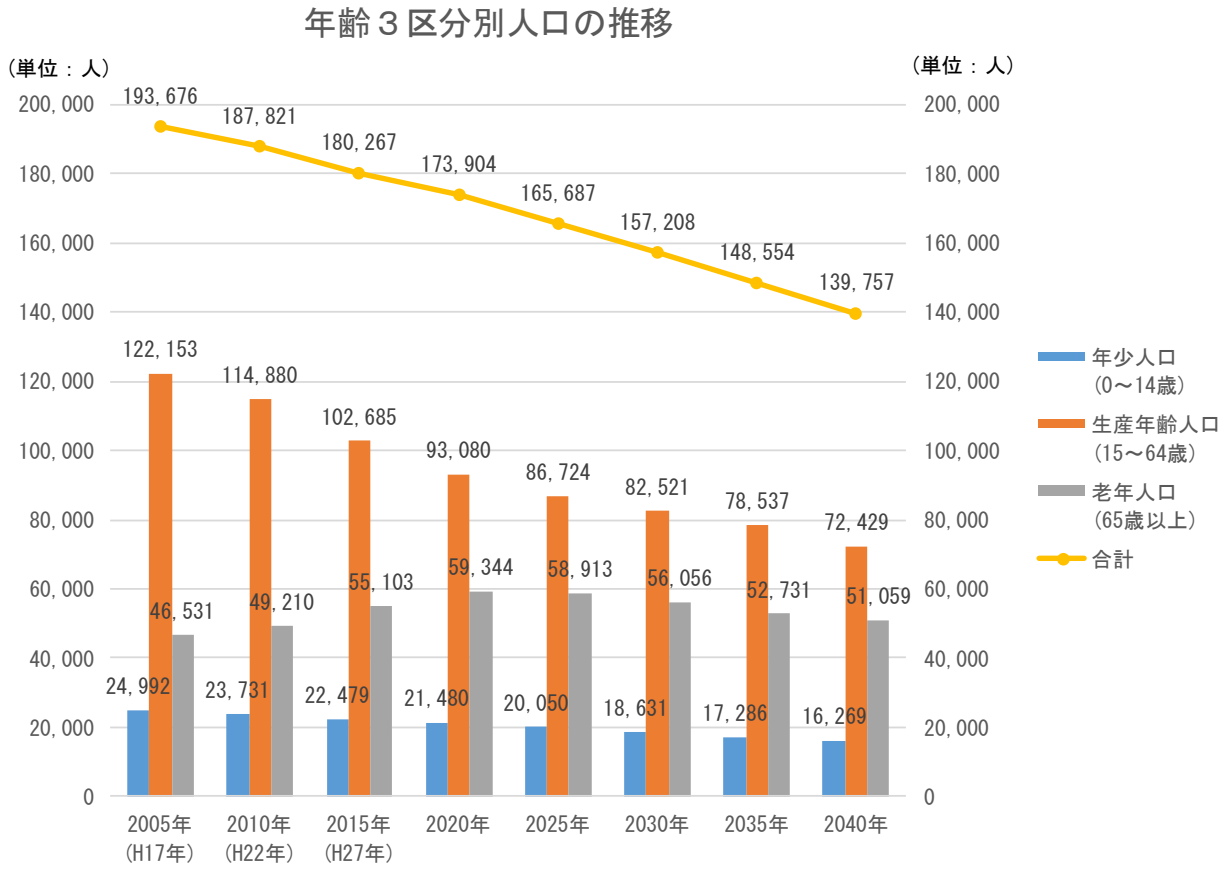

図表　年齢３区分別人口の推移

				実績値			推計値(参考)				
				2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
飯塚市	年少人口 (0～14歳)	実数		17,335人	16,856人	16,338人	15,964人	15,173人	14,356人	13,566人	12,986人
		比率		13.0%	12.8%	12.8%	12.7%	12.4%	12.2%	12.0%	12.0%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		85,759人	81,768人	74,512人	69,390人	66,010人	63,994人	61,799人	57,967人
		比率		64.3%	62.2%	58.2%	55.1%	54.1%	54.4%	54.7%	53.7%
	老年人口 (65歳以上)	実数		30,213人	32,755人	37,210人	40,545人	40,739人	39,222人	37,533人	37,034人
		比率		22.7%	24.9%	29.1%	32.2%	33.4%	33.4%	33.2%	34.3%
嘉麻市	年少人口 (0～14歳)	実数		5,777人	5,156人	4,416人	3,842人	3,283人	2,804人	2,373人	2,034人
		比率		12.6%	12.1%	11.4%	11.0%	10.5%	10.1%	9.6%	9.5%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		27,177人	24,520人	20,479人	16,840人	14,363人	12,522人	10,980人	9,183人
		比率		59.3%	57.6%	52.9%	48.1%	45.8%	44.9%	44.6%	42.9%
	老年人口 (65歳以上)	実数		12,880人	12,910人	13,828人	14,331人	13,727人	12,572人	11,249人	10,199人
		比率		28.1%	30.3%	35.7%	40.9%	43.8%	45.1%	45.7%	47.6%
桂川町	年少人口 (0～14歳)	実数		1,880人	1,719人	1,725人	1,674人	1,594人	1,471人	1,347人	1,249人
		比率		12.9%	12.4%	12.8%	12.9%	12.9%	12.5%	12.2%	12.1%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		9,217人	8,592人	7,694人	6,850人	6,351人	6,005人	5,758人	5,279人
		比率		63.4%	62.0%	57.1%	52.7%	51.3%	51.2%	52.1%	51.0%
	老年人口 (65歳以上)	実数		3,438人	3,545人	4,065人	4,468人	4,447人	4,262人	3,949人	3,826人
		比率		23.7%	25.6%	30.1%	34.4%	35.9%	36.3%	35.7%	37.0%
圏域合計	年少人口 (0～14歳)	実数		24,992人	23,731人	22,479人	21,480人	20,050人	18,631人	17,286人	16,269人
		比率		12.9%	12.6%	12.5%	12.4%	12.1%	11.9%	11.6%	11.6%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		122,153人	114,880人	102,685人	93,080人	86,724人	82,521人	78,537人	72,429人
		比率		63.1%	61.2%	57.0%	53.5%	52.3%	52.5%	52.9%	51.8%
	老年人口 (65歳以上)	実数		46,531人	49,210人	55,103人	59,344人	58,913人	56,056人	52,731人	51,059人
		比率		24.0%	26.2%	30.6%	34.1%	35.6%	35.7%	35.5%	36.5%
福岡県	年少人口 (0～14歳)	実数		70万人	68万人	68万人	67万人	64万人	61万人	58万人	56万人
		比率		13.9%	13.5%	13.5%	13.1%	12.7%	12.3%	12.0%	11.9%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		333万人	323万人	306万人	298万人	291万人	284万人	273万人	256万人
		比率		66.2%	64.2%	60.7%	58.4%	57.7%	57.3%	56.4%	54.4%
	老年人口 (65歳以上)	実数		100万人	112万人	130万人	145万人	149万人	151万人	153万人	159万人
		比率		19.9%	22.3%	25.8%	28.4%	29.6%	30.4%	31.6%	33.8%
全国	年少人口 (0～14歳)	実数		1,752万人	1,680万人	1,589万人	1,507万人	1,407万人	1,321万人	1,246万人	1,194万人
		比率		13.8%	13.2%	12.6%	12.0%	11.5%	11.1%	10.8%	10.8%
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数		8,409万人	8,103万人	7,629万人	7,406万人	7,170万人	6,875万人	6,494万人	5,978万人
		比率		66.1%	63.8%	60.7%	59.1%	58.5%	57.7%	56.4%	53.9%
	老年人口 (65歳以上)	実数		2,567万人	2,925万人	3,347万人	3,619万人	3,677万人	3,716万人	3,782万人	3,921万人
		比率		20.2%	23.0%	26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%

出典：実績値～総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
推計値～国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成30年3月30日公表分)

③世帯数及び１世帯当たり人員の推移

平成27年国勢調査による本圏域の一般世帯数（注１）は 75,264世帯となっており、平成17年の74,470世帯と比べて＋1.1%（＋794世帯）と増加しています。県では＋11.1%（＋22万人）、全国でも＋8.7%（＋427万人）と増加しているのに比べて本圏域においては増加率が低くなっています。特に、嘉麻市においては△8.6%（△1,469世帯）となっており、減少率が大きくなっています。

平成30年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、全国の世帯数は、2015年に 5,333万世帯、2023年に5,419万世帯とピークを迎えた後、減少に転じ、2040年には 5,076万世帯まで減少すると予想されています。

注１）一般世帯数：寮・寄宿舎の学生や生徒、病院・診療所の入院者、社会施設の入所者等の集まりを除いた世帯

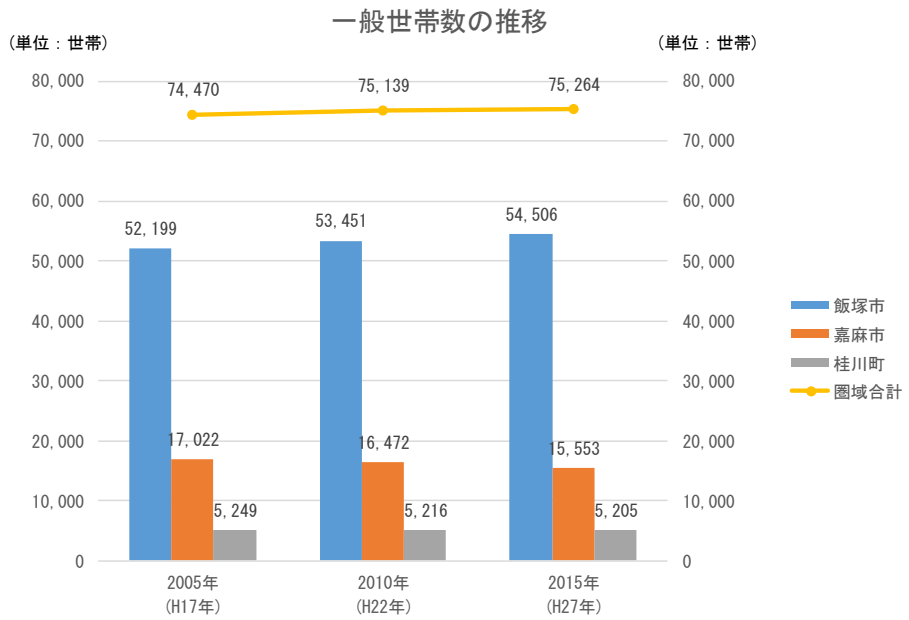

図表　一般世帯数の推移

			2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
圏域合計	飯塚市	実数	52,199世帯	53,451世帯	54,506世帯
		増減率	1.9%	2.4%	2.0%
	嘉麻市	実数	17,022世帯	16,472世帯	15,553世帯
		増減率	△ 1.3%	△ 3.2%	△ 5.6%
	桂川町	実数	5,249世帯	5,216世帯	5,205世帯
		増減率	5.1%	△ 0.6%	△ 0.2%
	圏域合計	実数	74,470世帯	75,139世帯	75,264世帯
		増減率	1.4%	0.9%	0.2%
福岡県		実数	198万世帯	211万世帯	220万世帯
		増減率	3.7%	6.6%	4.3%
全国		実数	4,906万世帯	5,195万世帯	5,333万世帯
		増減率	4.9%	5.9%	2.7%

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

また、一般世帯人員を一般世帯数で除して算出した平成27年の１世帯当たり人員は、圏域全体で 2.31人となっており、県の 2.26人を若干上回り、全国の数値とほぼ同じになっています。

全ての市町において年々減少している状況です。

平成30年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、全国の世帯構成は、「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加し、高齢者の独居率も上昇するものと予想されています。

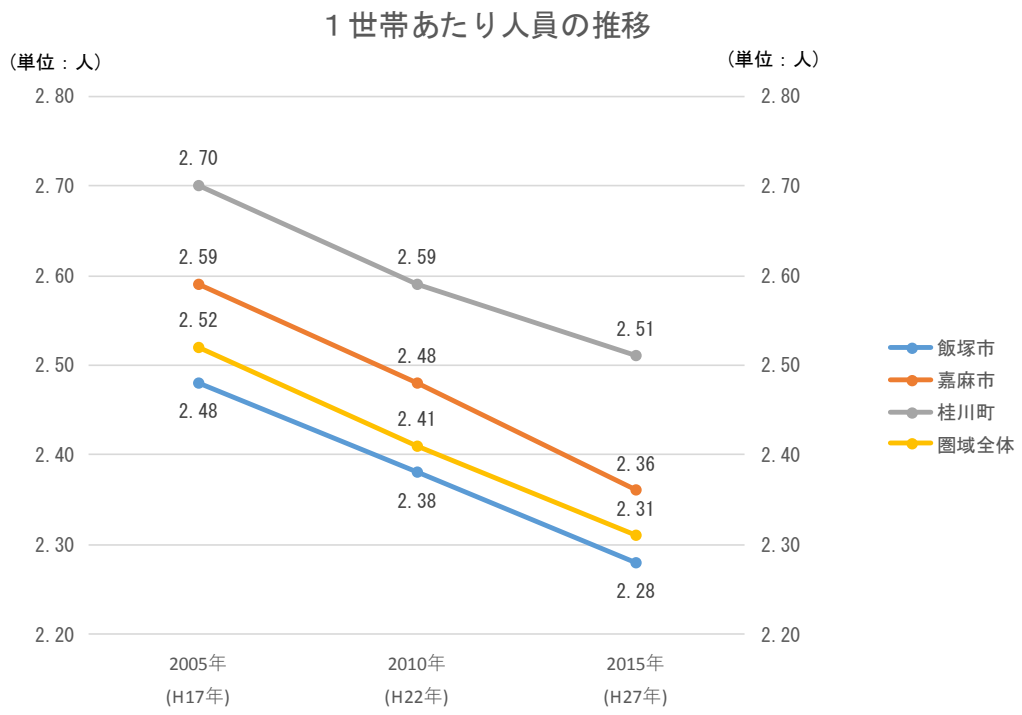

図表　１世帯あたり人員の推移

			2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
圏域全体	飯塚市	実数	2.48人	2.38人	2.28人
		増減率	△ 4.2%	△ 4.0%	△ 4.2%
	嘉麻市	実数	2.59人	2.48人	2.36人
		増減率	△ 4.4%	△ 4.2%	△ 4.8%
	桂川町	実数	2.70人	2.59人	2.51人
		増減率	△ 6.6%	△ 4.1%	△ 3.1%
	圏域全体	実数	2.52人	2.41人	2.31人
		増減率	△ 4.5%	△ 4.4%	△ 4.1%
福岡県		実数	2.47人	2.35人	2.26人
		増減率	△ 3.9%	△ 4.9%	△ 3.8%
全国		実数	2.55人	2.42人	2.33人
		増減率	△ 4.5%	△ 5.1%	△ 3.7%

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

（２）人口動態

平成17年～29年における本圏域の自然増減数（出生者数から死亡者数を除いた人数）及び社会増減数（転入者から転出者を除いた人数）は、いずれもマイナスが続く状況となっています。平成27年以降の自然増減数は、平均して△864人と高い状態ですが、社会増減数については、平成29年度は飯塚市が＋249人とプラスに転じたため、△62人と回復しています。今後は、社会減を抑制することにより、本圏域の定住人口を維持していく必要があります。

自然増減数及び社会増減数の推移

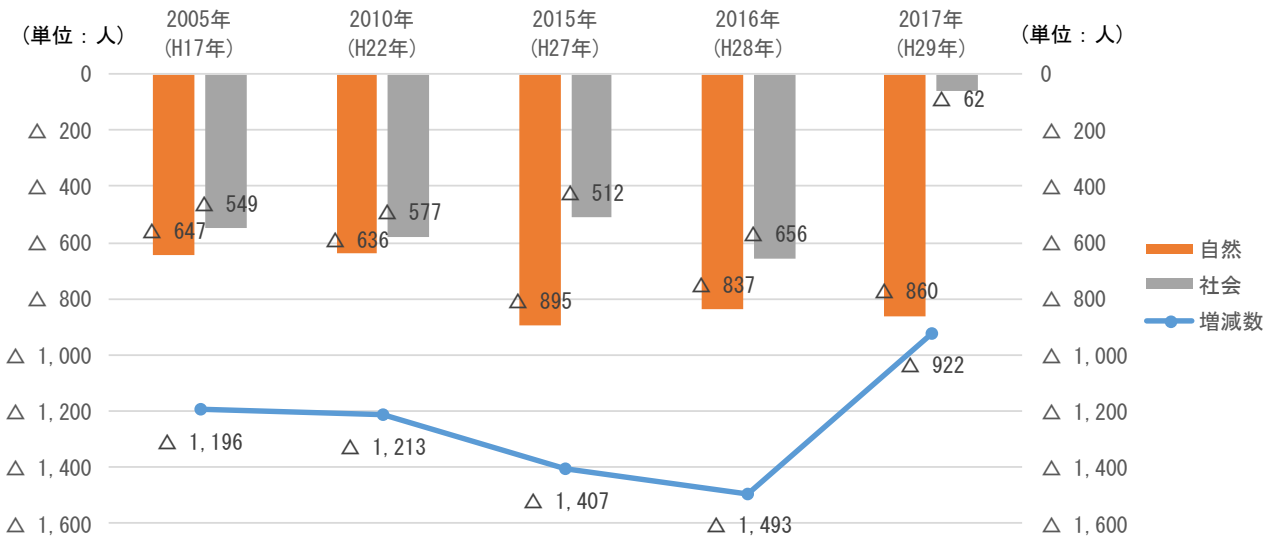

図表　自然増減数及び社会増減数の推移

			2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)
	飯塚市	増減数	△ 667人	△ 633人	△ 564人	△ 603人	△ 150人
		自然	△ 282人	△ 270人	△ 412人	△ 355人	△ 399人
		社会	△ 385人	△ 363人	△ 152人	△ 248人	249人
	嘉麻市	増減数	△ 428人	△ 566人	△ 766人	△ 803人	△ 638人
		自然	△ 316人	△ 296人	△ 412人	△ 421人	△ 391人
		社会	△ 112人	△ 270人	△ 354人	△ 382人	△ 247人
	桂川町	増減数	△ 101人	△ 14人	△ 77人	△ 87人	△ 134人
		自然	△ 49人	△ 70人	△ 71人	△ 61人	△ 70人
		社会	△ 52人	56人	△ 6人	△ 26人	△ 64人
	圏域合計	増減数	△ 1,196人	△ 1,213人	△ 1,407人	△ 1,493人	△ 922人
		自然	△ 647人	△ 636人	△ 895人	△ 837人	△ 860人
		社会	△ 549人	△ 577人	△ 512人	△ 656人	△ 62人
	福岡県	増減数	3,509人	5,203人	566人	5,151人	3,631人
		自然	1,312人	28人	△ 4,524人	△ 5,710人	△ 9,014人
		社会	2,197人	5,175人	5,090人	10,861人	12,645人

出典：県調査統計課「福岡県人口移動調査」（前年10月1日～当該年9月30日）

平成27年国勢調査において集計された平成22年～27年の５年間における本圏域と他の圏域間の社会増減の状況をみると、田川圏域からは＋331人、福岡県以外の九州各県からは＋546人と流入超過となっていますが、三大都市圏には△491人、福岡市には△615人と人口流出超過となっています。三大都市圏への人口流出はもとより、県内における福岡市への一極集中を抑制し、本圏域に人口を流入、定住化させる施策が必要となっています。

図　平成22年～27年における圏域間の社会増減の状況

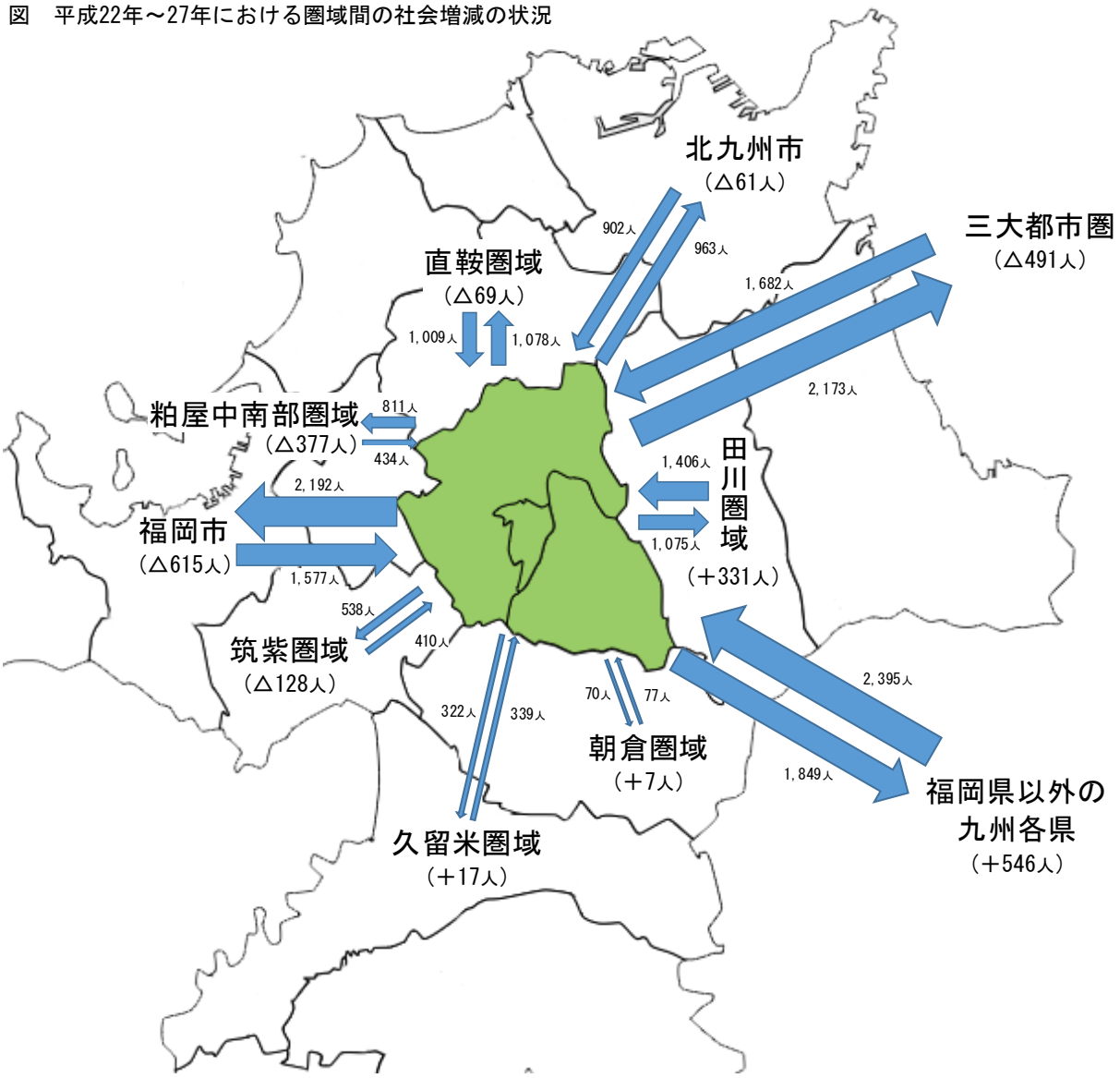

出典：総務省「国勢調査」（平成27年10月1日現在）の数値を集計し図示

図表　平成22年～27年における転入者の状況

			飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
転入者数(不詳を除く)			12,911人		2,385人		1,466人		16,762人	
転入元	隣接する圏域	飯塚市			946人	39.7%	536人	36.6%	1,482人	8.8%
		嘉麻市	1,518人	11.8%			348人	23.7%	1,866人	11.1%
		桂川町	563人	4.4%	171人	7.2%			734人	4.4%
		圏域合計	2,081人	16.1%	1,117人	46.8%	884人	60.3%	4,082人	24.4%
		福岡市	1,307人	10.1%	194人	8.1%	76人	5.2%	1,577人	9.4%
		直鞍圏域	877人	6.8%	94人	3.9%	38人	2.6%	1,009人	6.0%
		田川圏域	1,163人	9.0%	180人	7.5%	63人	4.3%	1,406人	8.4%
		北九州市	774人	6.0%	88人	3.7%	40人	2.7%	902人	5.4%
		粕屋中南部圏域	350人	2.7%	52人	2.2%	32人	2.2%	434人	2.6%
		筑紫圏域	318人	2.5%	58人	2.4%	34人	2.3%	410人	2.4%
		久留米圏域	270人	2.1%	43人	1.8%	26人	1.8%	339人	2.0%
		朝倉圏域	58人	0.4%	15人	0.6%	4人	0.3%	77人	0.5%
	福岡県内合計		7,906人	61.2%	1,949人	81.7%	1,246人	85.0%	11,101人	66.2%
	九州各県(福岡県を除く)		2,197人	17.0%	143人	6.0%	55人	3.8%	2,395人	14.3%
		首都圏	689人	5.3%	69人	2.9%	47人	3.2%	805人	4.8%
		中部圏	179人	1.4%	33人	1.4%	14人	1.0%	226人	1.3%
		近畿圏	565人	4.4%	58人	2.4%	28人	1.9%	651人	3.9%
	三大都市圏合計		1,433人	11.1%	160人	6.7%	89人	6.1%	1,682人	10.0%

出典：総務省「平成27年国勢調査」（平成27年10月1日現在）

図表　平成22年～27年における転出者の状況

			飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
転出者数(不詳を除く)			12,127人		3,775人		1,435人		17,337人	
転出先	隣接する圏域	飯塚市			1,518人	63.6%	563人	38.4%	2,081人	12.4%
		嘉麻市	946人	7.3%			171人	11.7%	1,117人	6.7%
		桂川町	536人	4.2%	348人	14.6%			884人	5.3%
		圏域合計	1,482人	11.5%	1,866人	78.2%	734人	50.1%	4,082人	24.4%
		福岡市	1,741人	13.5%	326人	13.7%	125人	8.5%	2,192人	13.1%
		直鞍圏域	889人	6.9%	138人	5.8%	51人	3.5%	1,078人	6.4%
		田川圏域	704人	5.5%	319人	13.4%	52人	3.5%	1,075人	6.4%
		北九州市	789人	6.1%	136人	5.7%	38人	2.6%	963人	5.7%
		粕屋中南部圏域	657人	5.1%	97人	4.1%	57人	3.9%	811人	4.8%
		筑紫圏域	437人	3.4%	69人	2.9%	32人	2.2%	538人	3.2%
		久留米圏域	262人	2.0%	48人	2.0%	12人	0.8%	322人	1.9%
		朝倉圏域	39人	0.3%	22人	0.9%	9人	0.6%	70人	0.4%
	福岡県内合計		7,865人	60.9%	3,180人	133.3%	1,188人	81.0%	12,233人	73.0%
	九州各県(福岡県を除く)		1,542人	11.9%	225人	9.4%	82人	5.6%	1,849人	11.0%
		首都圏	1,056人	8.2%	142人	6.0%	69人	4.7%	1,267人	7.6%
		中部圏	262人	2.0%	34人	1.4%	15人	1.0%	311人	1.9%
		近畿圏	481人	3.7%	84人	3.5%	30人	2.0%	595人	3.5%
	三大都市圏合計		1,799人	13.9%	260人	10.9%	114人	7.8%	2,173人	13.0%

出典：総務省「平成27年国勢調査」（平成27年10月1日現在）

（３）通勤・通学状況

本圏域に常住する就業者・通学者は圏域合計で 89,826人となっており、圏域外への従業・通学者は 20,860人、圏域内への従業・通学者は 68,966人と圏域内での従業・通学者が大半を占めています。圏域外への従業・通学先別の状況をみると福岡市が 5,539人（6.2%）、直鞍圏域が 4,786人（5.3%）、田川圏域が 3,430人（3.8%）、北九州市が 1,794人（2.0%）となっています。また、圏域間の従業・通学者のうち、田川圏域からの従業・通学者が4,279人となっており、本圏域への流入の方が＋849人多い状況となっています。

図　圏域間の通勤・通学の状況

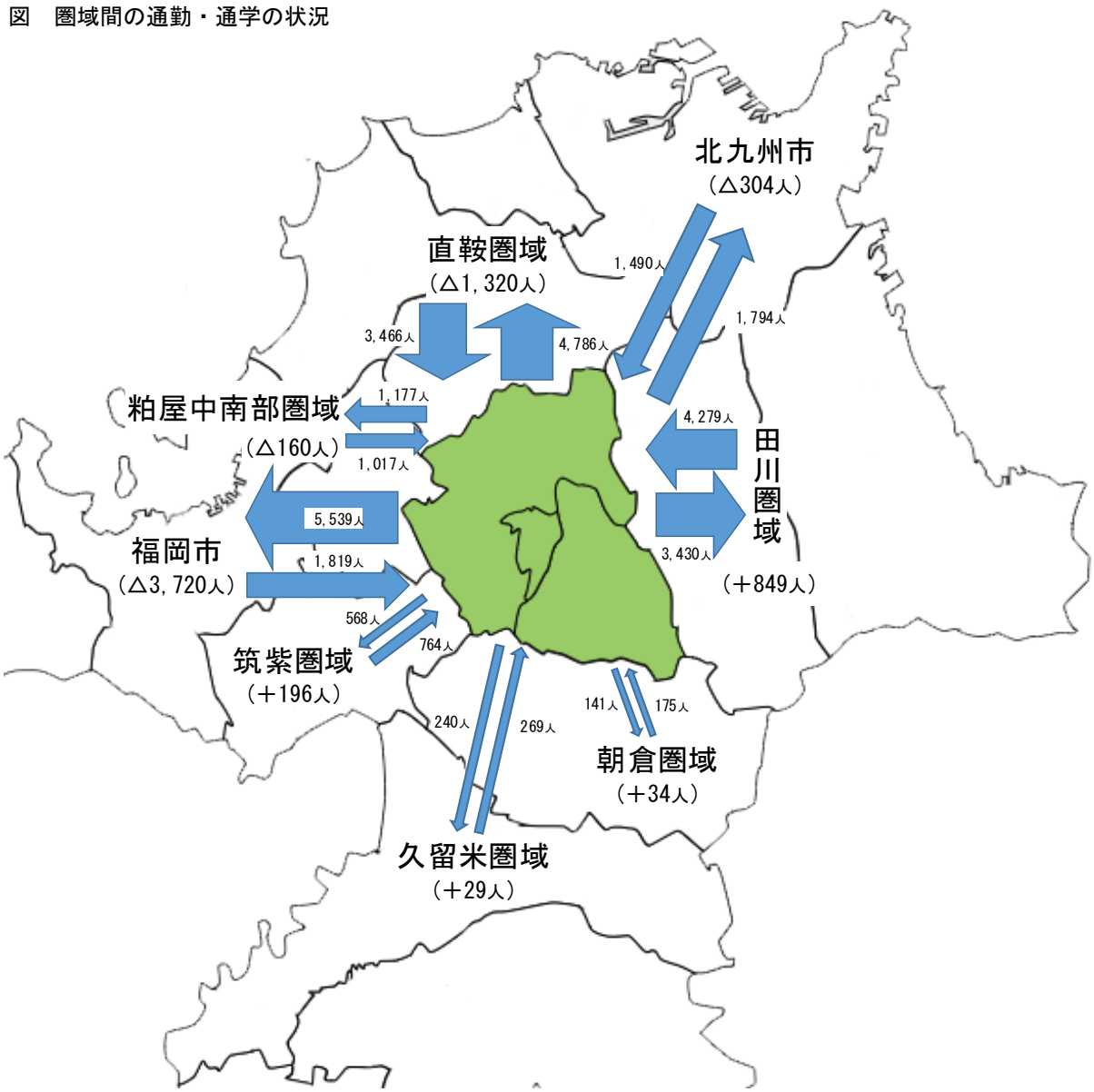

出典：総務省「国勢調査」（平成27年10月1日現在）の数値を集計し図示

図表　通勤・通学状況

			飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
常住する就業者・通学者数			65,428人		17,426人		6,972人		89,826人	
就業者・通学者数の従業・通学先別	圏域内	飯塚市	45,907人	70.2%	4,797人	27.5%	2,334人	33.5%	53,038人	59.0%
		嘉麻市	2,917人	4.5%	8,421人	48.3%	887人	12.7%	12,225人	13.6%
		桂川町	998人	1.5%	560人	3.2%	2,145人	30.8%	3,703人	4.1%
		計	49,822人	76.2%	13,778人	79.0%	5,366人	77.0%	68,966人	76.7%
	圏域外	福岡市	4,086人	6.2%	858人	4.9%	595人	8.5%	5,539人	6.2%
		直鞍圏域	4,020人	6.1%	520人	3.0%	246人	3.5%	4,786人	5.3%
		田川圏域	2,268人	3.5%	953人	5.5%	209人	3.0%	3,430人	3.8%
		北九州市	1,451人	2.2%	249人	1.4%	94人	1.3%	1,794人	2.0%
		粕屋中南部圏域	872人	1.3%	168人	1.0%	137人	2.0%	1,177人	1.3%
		筑紫圏域	380人	0.6%	114人	0.7%	74人	1.1%	568人	0.6%
		久留米圏域	147人	0.2%	58人	0.3%	35人	0.5%	240人	0.3%
		朝倉圏域	73人	0.1%	48人	0.3%	20人	0.3%	141人	0.2%

出典：総務省「平成27年国勢調査」

圏域内での従業・通学者においては、飯塚市が　53,038人（　59.0%）と最も多く、嘉麻市が12,225人（13.6%）、桂川町が 3,703人（4.1%）となっています。また、圏域内の市町間の従業・通学者の状況をみると飯塚市が＋3,216人、嘉麻市が△1,553人、桂川町が△1,663人となっており、中心市である飯塚市への流入が多くなっています。

図　圏域内の通勤・通学の状況

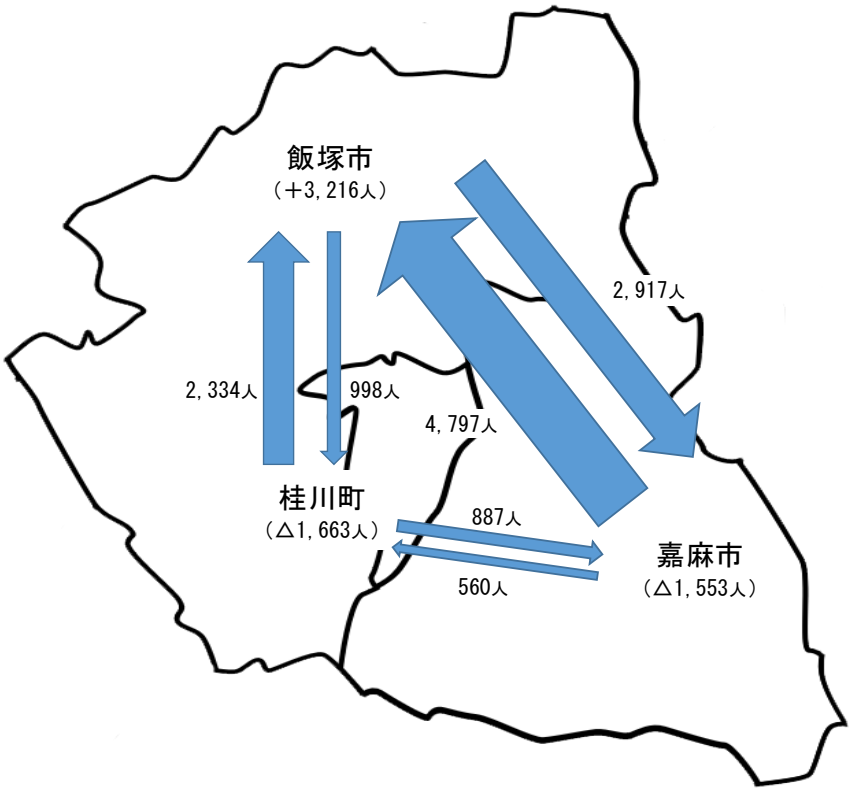

出典：総務省「国勢調査」（平成27年10月1日現在）の数値を集計し図示

３．生活機能

（１）医療

本圏域は、飯塚医療圏域として県の保健医療計画に基づく二次保健医療圏（注１）に設定されており、医療機関相互に機能分担と連携を行い、圏域全体として包括的な保健医療サービスが提供されています。平成28年10月1日現在、本圏域内には病院が 22施設、一般療養所が 167施設、歯科診療所が 102施設、総計で 291施設あります。病床数は一般病院が 3,895床、一般診療所が421床、総計で 4,316床あります。

図表　病院及び診療所の施設数

	総計	病院			一般診療所			歯科診療所
		計	精神	一般	計	有床	無床	
飯塚市	222	13	2	11	133	19	114	76
嘉麻市	54	8	0	8	25	6	19	21
桂川町	15	1	0	1	9	1	8	5
圏域合計	291	22	2	20	167	26	141	102
福岡県	8,210	461	61	400	4,654	558	4,096	3,095

出典：厚生労働省「平成28年医療施設調査」（平成28年10月1日現在）

図表　病院及び診療所の病床数

	総計	一般病院						一般診療所
		計	精神	感染症	結核	療養	一般	
飯塚市	3,187	2,899	741	0	0	194	1,964	288
嘉麻市	1,009	895	188	0	0	323	384	114
桂川町	120	101	0	0	0	71	30	19
圏域合計	4,316	3,895	929	0	0	588	2,378	421
福岡県	93,739	85,886	21,326	66	255	21,395	42,844	7,853

出典：厚生労働省「平成28年医療施設調査」（平成28年10月1日現在）

本圏域の初期救急医療（注２）は、飯塚医師会の協力のもとで体制を確保しており、飯塚夜間急患センター及び在宅当番医制度により対応しており、第二次救急医療（注３）は、県の認定した救急病院等と飯塚医師会の協力のもとで病院群輪番制によって対応をしています。また、第三次救急医療（注４）は、飯塚病院救命救急センターにおいて、近隣の第二次医療圏である直鞍地区や田川地区を含めた筑豊地域をカバーする高度な救急医療が提供されています。

注１）二次保健医療圏：医療法第30条の4第2項第13号に基づき、主として病院および診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域のこと。福岡県では、13の二次保健医療圏を設定している。
注２）初期救急医療：外来診療による救急患者の医療
注３）二次救急医療：入院加療を必要とする重症救急患者の医療
注４）三次救急医療：複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者の医療

（２）子育て支援

本圏域では、地域全体で子育てを支援するための施設として、子育て支援センターを設置しています。飯塚市には４箇所（街なか・筑穂・庄内・頴田）、嘉麻市には３箇所（鴨生・下山田・牛隈）、桂川町には１箇所開設しており、子育て相談、子育てサークル等の育成支援、子育て情報誌の発行、子育て支援講座の開催といった事業を展開しています。子育て支援センターの事業以外にも、保護者の疾病や仕事により家庭で養育することが一時的に難しくなった場合の預かり保育等を行う子育て短期支援事業については、全ての市町が実施しており、飯塚市では、休日等においても児童を預かる休日等子育て支援事業を実施しています。

また、病気回復期の児童を保育する病後児保育事業については、嘉麻市が実施しており、病気中の児童を保育する病児保育事業については、飯塚市が実施しています。

その他のサービスとしては、子育てを支援するボランティアと子育ての手助けをしてほしい人とをつなぐファミリーサポート事業を飯塚市が実施しています。この事業では、事前に会員登録をすることで子どもの一時預かりや保育施設等への送迎の援助を受けることができます。

地域の経済・社会を支える生産年齢人口の流出防止や圏域外からの移住を促進するためにも、子育て支援センターをはじめとする子育て支援の取組みを圏域全体で強化し、推進していくことが重要となっています。

（３）産業

①産業大分類別の事業所数・従業者数

本圏域では、各市町で様々な特色ある産業が営まれています。

飯塚市では、理工系大学や各種研究機関、高度な技術力を生かした優れたものづくり企業といった地域のポテンシャルを生かし、医療関連産業への参入をめざした医工学連携の取組みを進めています。

嘉麻市では、遠賀川の源流に位置する地理特性を生かした源流の水で育てられた農作物や畜産物、嘉穂アルプス連山で育った林産物の生産が盛んであり、農業関連企業と包括連携を締結し、タマネギの産地化をめざしています。

桂川町では、コメ、野菜、いちごといった農作物を中心に無農薬作物や減農薬・減化学肥料栽培作物等の取組みを進める桂川町といったように、各市町で特色ある産業が営まれています。

平成28年6月1日現在、本圏域の事業所数は 7,207事業所、従業者数は 70,388人となっています。産業大分類別にみると、事業所数では、卸売業・小売業が 26.97％で最も多く、以下、宿泊業・飲食サービス業が 12.42％、生活関連サービス業・娯楽業が 11.17％、医療・福祉が 10.77％の順となっています。また、従業者数でも卸売業・小売業が 20.68％で最も多く、以下、医療・福祉が 22.39％、製造業が 14.78％の順となっています。

構成比を福岡県と比べると、事業所数では生活関連サービス業・娯楽業や医療・福祉が県を上回っており、従業者数でも同様に上回っていますが、情報通信業においては県が 2.41％に対し本圏域が 0.64％と大きく下回っています。

図表　事業所数（産業大分類別）　（単位：事業所）

	飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	5,347	100.00%	1,440	100.00%	420	100.00%	7,207	100.00%	213,940	100.00%
農林漁業	15	0.28%	13	0.90%	1	0.24%	29	0.40%	697	0.33%
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.06%	0	0.00%	0	0.00%	3	0.04%	50	0.02%
建設業	484	9.05%	172	11.94%	47	11.19%	703	9.75%	19,315	9.03%
製造業	336	6.28%	125	8.68%	32	7.62%	493	6.84%	12,189	5.70%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.13%	0	0.00%	1	0.24%	8	0.11%	268	0.12%
情報通信業	35	0.66%	4	0.28%	1	0.24%	40	0.56%	2,707	1.26%
運輸業・郵便業	89	1.66%	36	2.50%	18	4.29%	143	1.98%	5,591	2.61%
卸売業・小売業	1,501	28.07%	367	25.49%	76	18.09%	1,944	26.97%	59,617	27.87%
金融業・保険業	101	1.89%	17	1.18%	1	0.24%	119	1.65%	3,602	1.68%
不動産業・物品賃貸業	193	3.61%	25	1.73%	21	5.00%	239	3.32%	12,969	6.06%
学術研究・専門・技術サービス業	172	3.22%	24	1.67%	10	2.38%	206	2.86%	9,130	4.27%
宿泊業・飲食サービス業	714	13.35%	129	8.96%	52	12.38%	895	12.42%	27,782	12.99%
生活関連サービス業・娯楽業	585	10.94%	160	11.11%	60	14.29%	805	11.17%	19,069	8.91%
教育・学習支援業	132	2.47%	24	1.67%	9	2.14%	165	2.29%	6,198	2.90%
医療・福祉	533	9.97%	186	12.92%	57	13.57%	776	10.77%	19,120	8.94%
複合サービス事業	33	0.62%	16	1.11%	5	1.19%	54	0.75%	1,074	0.50%
サービス業（他に分類されないもの）	414	7.74%	142	9.86%	29	6.90%	585	8.12%	14,562	6.81%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成28年6月1日現在）

図表　従業者数（産業大分類別）　（単位：人）

	飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	56,243	100.00%	11,082	100.00%	3,063	100.00%	70,388	100.00%	2,260,439	100.00%
農林漁業	504	0.90%	123	1.11%	8	0.26%	635	0.90%	9,254	0.41%
鉱業・採石業・砂利採取業	24	0.04%	0	0.00%	0	0.00%	24	0.03%	499	0.02%
建設業	3,135	5.57%	722	6.52%	266	8.68%	4,123	5.86%	153,799	6.80%
製造業	7,357	13.08%	2,344	21.15%	705	23.02%	10,406	14.78%	251,867	11.14%
電気・ガス・熱供給・水道業	282	0.50%	0	0.00%	6	0.20%	288	0.41%	11,425	0.51%
情報通信業	402	0.72%	41	0.37%	5	0.16%	448	0.64%	54,548	2.41%
運輸業・郵便業	2,076	3.69%	482	4.35%	304	9.92%	2,862	4.07%	137,811	6.10%
卸売業・小売業	12,316	21.90%	1,847	16.67%	391	12.77%	14,554	20.68%	494,382	21.87%
金融業・保険業	1,177	2.09%	111	1.00%	1	0.03%	1,289	1.83%	60,777	2.69%
不動産業・物品賃貸業	681	1.21%	78	0.70%	57	1.86%	816	1.16%	60,581	2.68%
学術研究・専門・技術サービス業	863	1.53%	62	0.56%	26	0.85%	951	1.35%	63,565	2.81%
宿泊業・飲食サービス業	4,646	8.26%	519	4.68%	241	7.87%	5,406	7.68%	216,742	9.59%
生活関連サービス業・娯楽業	3,247	5.77%	552	4.98%	233	7.61%	4,032	5.73%	94,397	4.18%
教育・学習支援業	3,468	6.17%	92	0.83%	23	0.75%	3,583	5.09%	70,365	3.11%
医療・福祉	11,830	21.03%	3,269	29.50%	661	21.58%	15,760	22.39%	357,732	15.83%
複合サービス事業	520	0.93%	97	0.88%	26	0.85%	643	0.91%	15,240	0.67%
サービス業（他に分類されないもの）	3,715	6.61%	743	6.70%	110	3.59%	4,568	6.49%	207,455	9.18%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成28年6月1日現在）

②農業の動向

本圏域は、南北に遠賀川流域平野が大きく開かれており、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、農作物の生産に適した自然条件に恵まれていることから、基幹産業として農業が盛んな地域となっています。水稲を基幹作物とし、野菜・果樹・花き並びに酪農・肥育の畜産、集落営農組織を中心とした大豆・麦との複合経営からなっています。

平成28年における本圏域の農業産出額は 93億7千万円となっており、県全体の 2,184億6千万円のうち 4.3%を占めています。また、品目別の農業産出額をみると、米が 29.1%(27億3千万円)、野菜が 20.3%(19億円)の２品目で全体の約２分の１を占めています。

図表　品目別の農業産出額（平成28年）

		飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
耕種	米	141千万円	32.1%	104千万円	24.3%	28千万円	40.0%	273千万円	29.1%	3,999千万円	18.3%
	麦類	1千万円	0.2%	1千万円	0.2%	0千万円	0.0%	2千万円	0.2%	233千万円	1.1%
	雑穀	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%
	豆類	1千万円	0.2%	1千万円	0.2%	0千万円	0.0%	2千万円	0.2%	211千万円	1.0%
	いも類	1千万円	0.2%	1千万円	0.2%	0千万円	0.0%	2千万円	0.2%	78千万円	0.4%
	野菜	101千万円	23.0%	69千万円	16.1%	20千万円	28.6%	190千万円	20.3%	8,080千万円	37.0%
	果実	47千万円	10.7%	20千万円	4.7%	1千万円	1.4%	68千万円	7.3%	2,406千万円	11.0%
	花き	19千万円	4.3%	29千万円	6.8%	×	0.0%	48千万円	5.1%	1,752千万円	8.0%
	工芸農作物	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	296千万円	1.4%
	その他作物	8千万円	1.8%	4千万円	0.9%	×	0.0%	12千万円	1.3%	624千万円	2.9%
小計		320千万円	72.9%	229千万円	53.5%	54千万円	77.1%	603千万円	64.4%	17,726千万円	81.1%
畜産	肉用牛	64千万円	14.6%	31千万円	7.2%	14千万円	20.0%	109千万円	11.6%	638千万円	2.9%
	乳用牛	22千万円	5.0%	51千万円	11.9%	2千万円	2.9%	75千万円	8.0%	1,027千万円	4.7%
	豚	×	0.0%	×	0.0%	－	0.0%	0千万円	0.0%	399千万円	1.8%
	鶏	23千万円	5.2%	115千万円	26.9%	0千万円	0.0%	138千万円	14.7%	1,650千万円	7.6%
	その他畜産物	×	0.0%	×	0.0%	－	0.0%	0千万円	0.0%	41千万円	0.2%
小計		119千万円	27.1%	198千万円	46.3%	16千万円	22.9%	333千万円	35.6%	3,941千万円	18.0%
加工農産物		－	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	172千万円	0.8%
総額		439千万円	100.0%	428千万円	100.0%	70千万円	100.0%	937千万円	100.0%	21,846千万円	100.0%

出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

平成27年における本圏域の農業経営体数は 2,261経営体となっており、平成17年と比べて△25.4%（△771経営体）と減少しています。

図表　農業経営体数の推移

			平成17年	平成22年	平成27年
	飯塚市	実数	1,595経営体	1,347経営体	1,184経営体
		増減率		△ 15.5%	△ 12.1%
	嘉麻市	実数	1,158経営体	1,002経営体	848経営体
		増減率		△ 13.5%	△ 15.4%
	桂川町	実数	279経営体	235経営体	229経営体
		増減率		△ 15.8%	△ 2.6%
圏域合計		実数	3,032経営体	2,584経営体	2,261経営体
		増減率		△ 14.8%	△ 12.5%
福岡県		実数	55,703経営体	43,085経営体	36,032経営体
		増減率		△ 22.7%	△ 16.4%

出典：農林水産省「農林業センサス」

また、平成27年における本圏域の耕地面積は 3,999haとなっており、平成17年と比べて△2.7%（△109ha）と減少しています。また、一定期間耕作を行わない遊休農地等の耕作放棄地が増えています。

図表　耕地面積の推移

			平成17年	平成22年	平成27年
	飯塚市	実数	2,063ha	2,067ha	1,999ha
		増減率		0.2%	△ 3.3%
	嘉麻市	実数	1,638ha	1,584ha	1,600ha
		増減率		△ 3.3%	1.0%
	桂川町	実数	407ha	380ha	400ha
		増減率		△ 6.6%	5.3%
圏域合計		実数	4,108ha	4,031ha	3,999ha
		増減率		△ 1.9%	△ 0.8%
福岡県		実数	68,510ha	67,789ha	68,316ha
		増減率		△ 1.1%	0.8%

出典：農林水産省「農林業センサス」

③製造業の動向

平成29年における本圏域の製造品出荷額等は 2,040億円となっており、平成24年と比べて＋4.3%（＋85億円）と増加しています。飯塚市は＋13.5%（＋183億円）と増加していますが、嘉麻市は△18.6%（△84億円）、桂川町は△9.7%（△14億円）と減少しています。本圏域の各市町においても空いている工業団地等を有しており、企業誘致の推進は、雇用確保や定住化を図る意味でも重要な課題となっています。

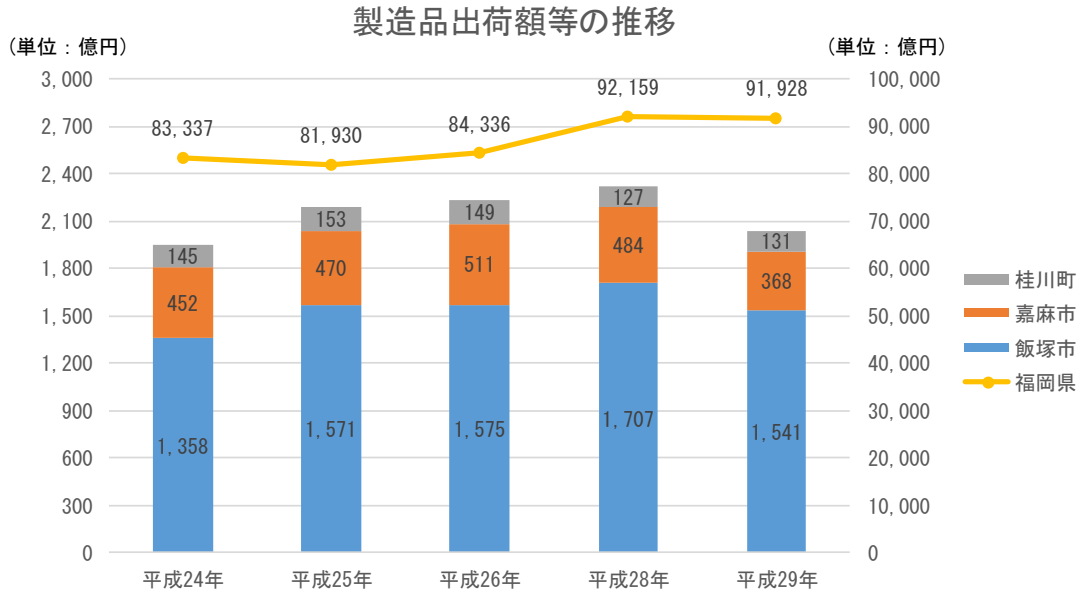

図表　製造品出荷額等の推移

			平成24年	平成25年	平成26年	平成28年	平成29年
	飯塚市	実数	1,358億円	1,571億円	1,575億円	1,707億円	1,541億円
		増減率		15.7%	0.3%	8.4%	△ 9.7%
	嘉麻市	実数	452億円	470億円	511億円	484億円	368億円
		増減率		4.0%	8.7%	△ 5.3%	△ 24.0%
	桂川町	実数	145億円	153億円	149億円	127億円	131億円
		増減率		5.5%	△ 2.6%	△ 14.8%	3.1%
圏域合計		実数	1,955億円	2,194億円	2,235億円	2,318億円	2,040億円
		増減率		12.2%	1.9%	3.7%	△ 12.0%
福岡県		実数	83,337億円	81,930億円	84,336億円	92,159億円	91,928億円
		増減率		△ 1.7%	2.9%	9.3%	△ 0.3%

出典：県調査統計課「工業統計調査」
経済産業省・総務省「経済センサス」（平成28年）
※平成27年は、調査未実施のためデータなし

平成29年における本圏域の製造業事業所数は 250事業所となっており、県全体 5,310事業所のうち 4.7%を占めています。平成24年に比べて△9.7%(△27事業所)と減少しています。

製造品出荷額等が増加しているのに対して事業所数が減少傾向にあるのは、業務の効率化等による製造額の増がある一方、小規模事業所の閉鎖、撤退等が影響しているものと考えられます。

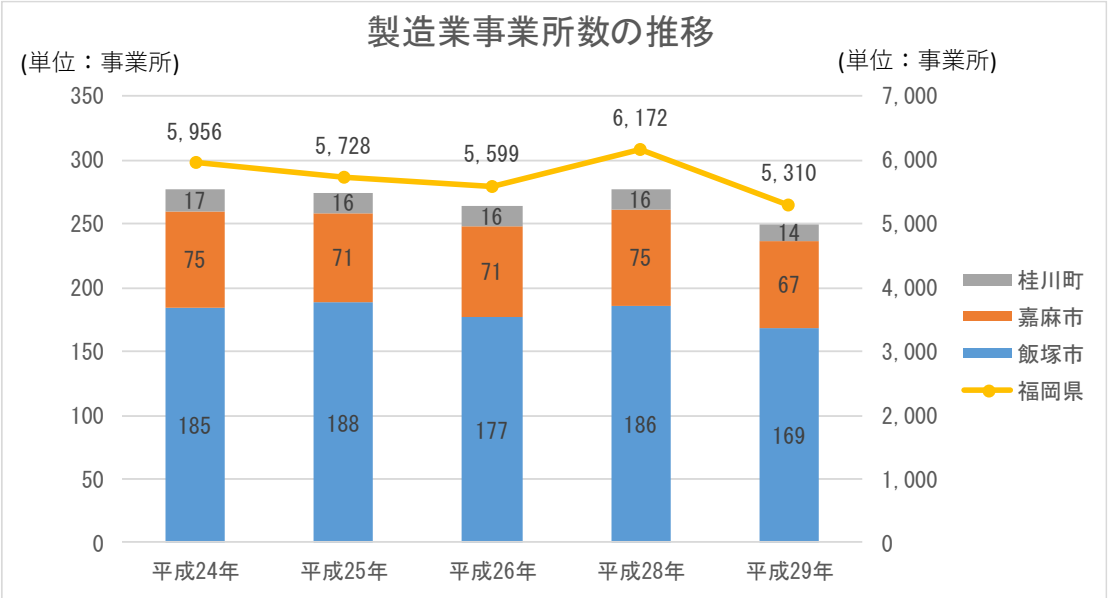

図表　製造業事業所数の推移

			平成24年	平成25年	平成26年	平成28年	平成29年
	飯塚市	実数	185事業所	188事業所	177事業所	186事業所	169事業所
		増減率		1.6%	△ 5.9%	5.1%	△ 9.1%
	嘉麻市	実数	75事業所	71事業所	71事業所	75事業所	67事業所
		増減率		△ 5.3%	0.0%	5.6%	△ 10.7%
	桂川町	実数	17事業所	16事業所	16事業所	16事業所	14事業所
		増減率		△ 5.9%	0.0%	0.0%	△ 12.5%
圏域合計		実数	277事業所	275事業所	264事業所	277事業所	250事業所
		増減率		△ 0.7%	△ 4.0%	5.0%	△ 9.9%
福岡県		実数	5,956事業所	5,728事業所	5,599事業所	6,172事業所	5,310事業所
		増減率		△ 3.8%	△ 2.3%	10.2%	△ 14.0%

出典：県調査統計課「工業統計調査」
経済産業省・総務省「経済センサス」(平成28年)
※平成27年は、調査未実施のためデータなし

平成29年における本圏域の製造業従業者数は 7,960人となっており、県全体 214,604人のうち3.7%を占めています。平成24年に比べて△6.6%(△560人)と減少しています。これは事業所数の推移と同様の推移となっています。

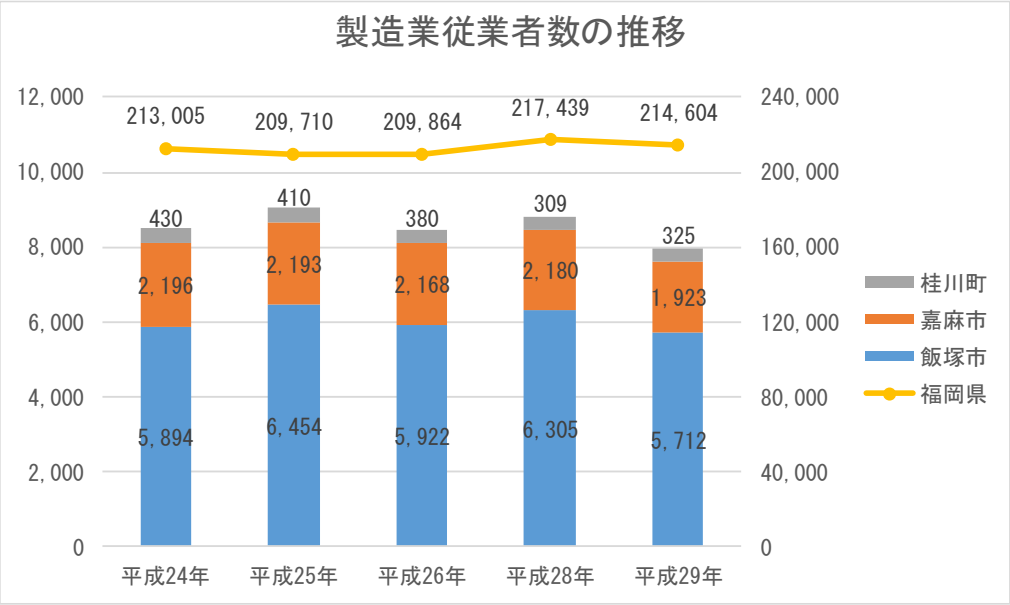

図表　製造業従業者数の推移

			平成24年	平成25年	平成26年	平成28年	平成29年
	飯塚市	実数	5,894人	6,454人	5,922人	6,305人	5,712人
		増減率		9.5%	△ 8.2%	6.5%	△ 9.4%
	嘉麻市	実数	2,196人	2,193人	2,168人	2,180人	1,923人
		増減率		△ 0.1%	△ 1.1%	0.6%	△ 11.8%
	桂川町	実数	430人	410人	380人	309人	325人
		増減率		△ 4.7%	△ 7.3%	△ 18.7%	5.2%
圏域合計		実数	8,520人	9,057人	8,470人	8,794人	7,960人
		増減率		6.3%	△ 6.5%	3.8%	△ 9.5%
福岡県		実数	213,005人	209,710人	209,864人	217,439人	214,604人
		増減率		△ 1.5%	0.1%	3.6%	△ 1.3%

出典：県調査統計課「工業統計調査」
経済産業省・総務省「経済センサス」(平成28年)
※平成27年は、調査未実施のためデータなし

④商業の動向

平成26年の商業統計調査において、日本産業分類の改定と調査設計の大幅な見直しが行われたため平成19年調査との比較は正しいものとはいえませんが、平成26年における本圏域の年間商品販売額は 2,326億円となっており、県全体 18兆2,235億円のうち約1.3%を占めています。

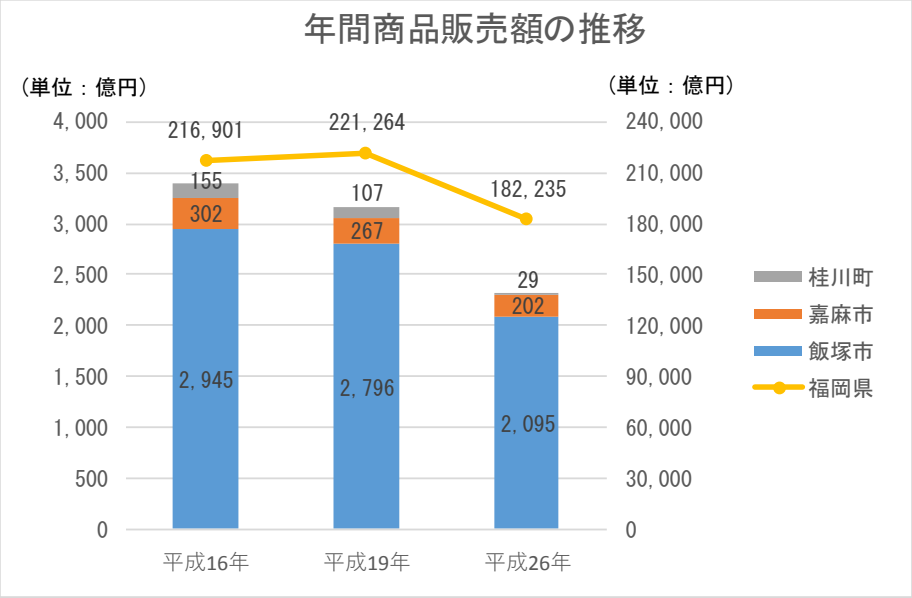

図表　年間商品販売額の推移

			平成16年	平成19年	平成26年
圏域合計	飯塚市	実数	2,945億円	2,796億円	2,095億円
		増減率		△ 5.1%	△ 25.1%
	嘉麻市	実数	302億円	267億円	202億円
		増減率		△ 11.6%	△ 24.3%
	桂川町	実数	155億円	107億円	29億円
		増減率		△ 31.0%	△ 72.9%
	圏域合計	実数	3,402億円	3,170億円	2,326億円
		増減率		△ 6.8%	△ 26.6%
福岡県		実数	216,901億円	221,264億円	182,235億円
		増減率		2.0%	△ 17.6%

出典：県調査統計課「商業統計調査」

年間商品販売額と同様に、平成26年の商業統計調査において、日本産業分類の改定と調査設計の大幅な見直しが行われたため、平成19年調査との比較は正しいものとはいえませんが、平成26年における本圏域の商業事業所数は 1,507事業所となっており、県全体 43,427事業所のうち約3.5%を占めています。

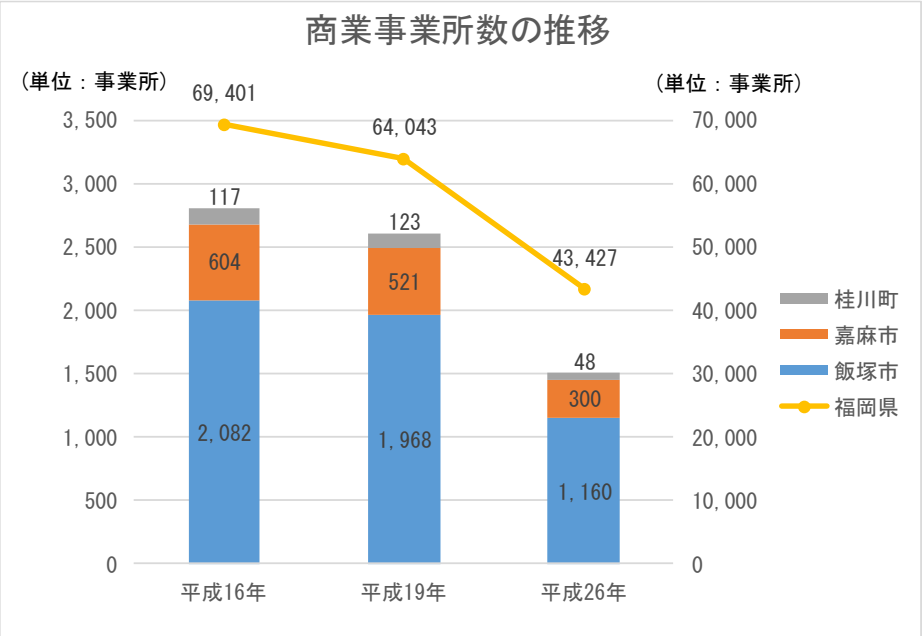

図表　商業事業所数の推移

			平成16年	平成19年	平成26年
圏域合計	飯塚市	実数	2,082事業所	1,968事業所	1,160事業所
		増減率		△ 5.5%	△ 41.1%
	嘉麻市	実数	604事業所	521事業所	300事業所
		増減率		△ 13.7%	△ 42.4%
	桂川町	実数	117事業所	123事業所	48事業所
		増減率		5.1%	△ 61.0%
	圏域合計	実数	2,803事業所	2,612事業所	1,508事業所
		増減率		△ 6.8%	△ 42.3%
福岡県		実数	69,401事業所	64,043事業所	43,427事業所
		増減率		△ 7.7%	△ 32.2%

出典：県調査統計課「商業統計調査」

商業事業所数と同様に、平成26年の商業統計調査において、日本産業分類の改定と調査設計の大幅な見直しが行われたため、平成19年調査との比較は正しいものとはいえませんが、平成26年における本圏域の商業従業者数は 9,560人となっており、県全体 348,707人のうち 2.7%を占めています。

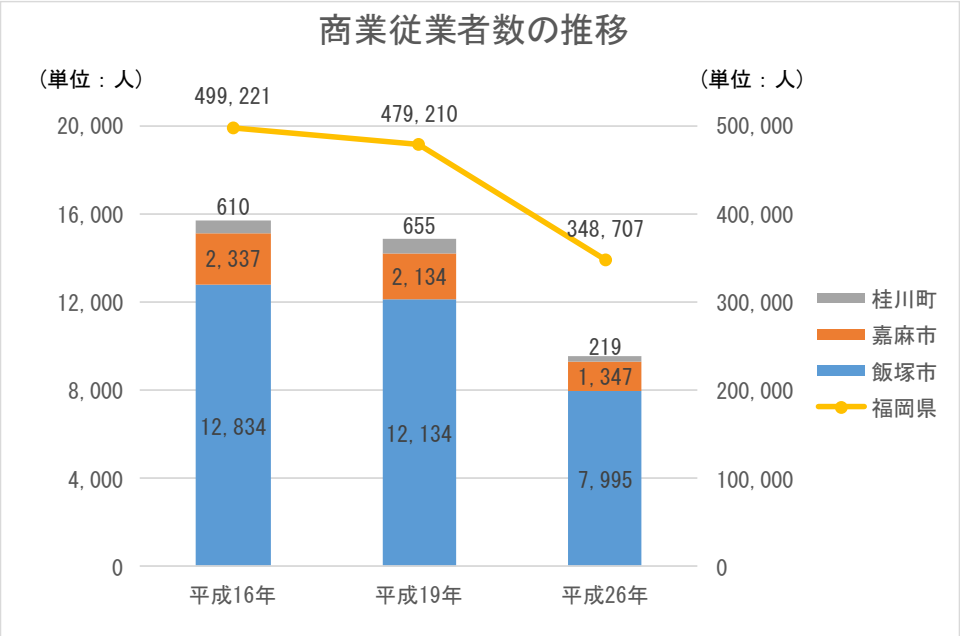

図表　商業従業者数の推移

			平成16年	平成19年	平成26年
飯塚市		実数	12,834人	12,134人	7,995人
		増減率		△ 5.5%	△ 34.1%
嘉麻市		実数	2,337人	2,134人	1,347人
		増減率		△ 8.7%	△ 36.9%
桂川町		実数	610人	655人	219人
		増減率		7.4%	△ 66.6%
圏域合計		実数	15,781人	14,923人	9,561人
		増減率		△ 5.4%	△ 35.9%
福岡県		実数	499,221人	479,210人	348,707人
		増減率		△ 4.0%	△ 27.2%

出典：県調査統計課「商業統計調査」

⑤観光の動向

平成28年における本圏域の観光入込客数は　297.4万人となっており、平成24年に比べて△7.1%（△22.9万人）と減少しています。県内外の別では、県外が＋70.9%（＋28.7万人）と大きく伸びているのに対し、県内が△18.4%（△51.6万人）と減少しています。

バスツアーなどによる国内観光だけでなく、近年急増している福岡市への外国人観光客をターゲットとしたインバウンド観光やマイカーを利用した日帰り観光などについても力を入れていく必要があるといえます。

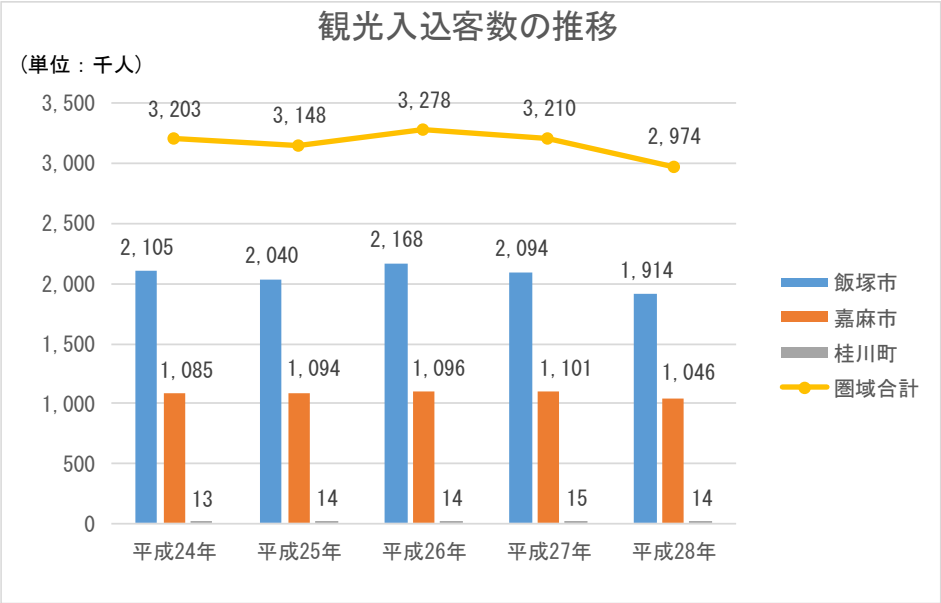

図表　観光入込客数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
飯塚市	2,105千人	2,040千人	2,168千人	2,094千人	1,914千人
嘉麻市	1,085千人	1,094千人	1,096千人	1,101千人	1,046千人
桂川町	13千人	14千人	14千人	15千人	14千人
圏域合計	3,203千人	3,148千人	3,278千人	3,210千人	2,974千人

出典：県観光政策課「観光入込客推計調査」

また、平成28年における本圏域の観光消費額は90.0億円であり、平成24年に比べて＋39.4%(＋25.4億円)と増加しています。これは、飯塚市における伸び＋46.8%(＋25.8億円)が影響を与えていますが、飯塚オートレース場(約48億円)が新たに調査対象となった影響が大きく、実態としては減少しているものと推察されます。

圏域内に点在する観光資源を有効活用した観光ルート構築などの取組みにより、観光消費が可能な施設への誘導などについても力を入れていく必要があります。

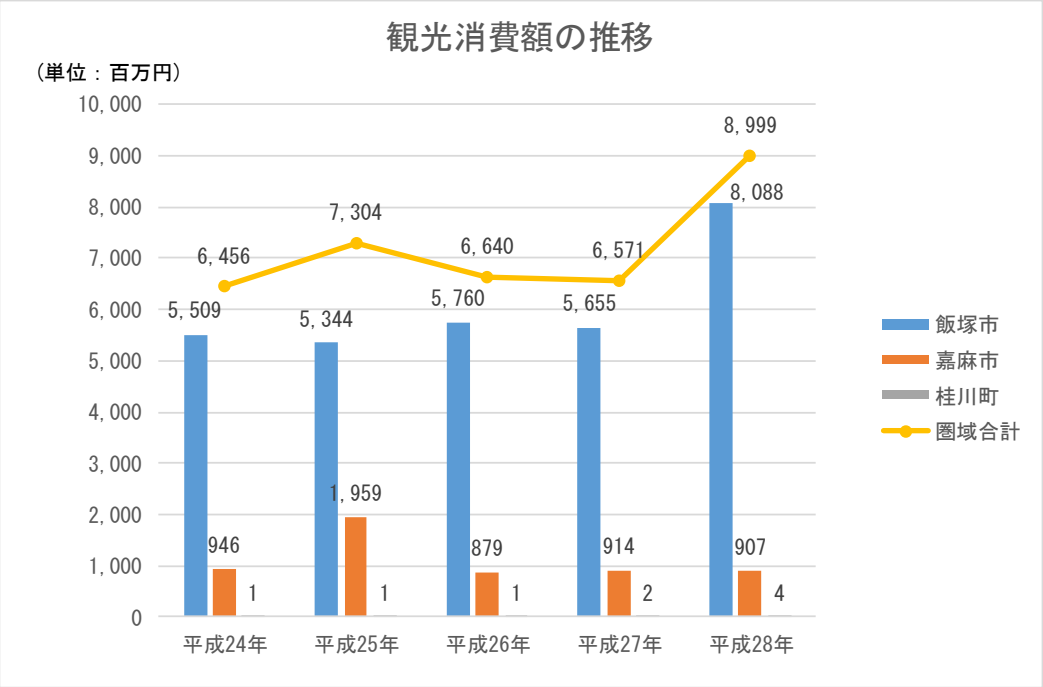

図表　観光消費額の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
飯塚市	5,509百万円	5,344百万円	5,760百万円	5,655百万円	8,088百万円
嘉麻市	946百万円	1,959百万円	879百万円	914百万円	907百万円
桂川町	1百万円	1百万円	1百万円	2百万円	4百万円
圏域合計	6,456百万円	7,304百万円	6,640百万円	6,571百万円	8,999百万円

出典：県観光政策課「観光入込客推計調査」

４．結びつきやネットワーク

（１）公共交通

本圏域の鉄道網については、北九州圏域及び福岡都市圏を結ぶＪＲ篠栗線とＪＲ筑豊本線を軸に、飯塚市の新飯塚駅と田川市の田川後藤寺駅を結ぶＪＲ後藤寺線、桂川町の桂川駅と筑紫野市の原田駅を結ぶＪＲ原田線（桂川駅－原田駅間の筑豊本線の愛称）の鉄道網が形成されています。また、身近な移動手段であるバスについては、特急・急行バスが福岡市や田川市への移動をカバーし、飯塚市内や圏域内の嘉麻市、桂川町方面をはじめ、近隣市町村の直方市や宮若市方面についても飯塚バスターミナルを中心に放射線状の路線網を構築しています。更に、全ての市町でコミュニティバス又は福祉バスを運行しており、スクールバスとの混乗を行っている路線もあります。また、飯塚市では、デマンド型の予約乗合タクシーを運行し、公共交通がなく自家用車での移動も困難な交通弱者の方を対象とした交通サービスの提供も行っています。

鉄道の利用者については、全体の利用者数は年々微増傾向にありますが、路線バスの利用者は減少傾向にあり、採算面の問題以外にも運転手不足の問題などもあり、路線を維持するのが年々厳しくなってきており、減便等の対応を余儀なくされています。

今後、高齢化の更なる進展が見込まれる状況においては、日常生活における移動手段の確保がますます重要となってきます。鉄道やバス、各市町が運行しているコミュニティバスや福祉バス、デマンド交通といったその他の交通手段を含めた、圏域全体として効果的・効率的な交通ネットワークの再構築が必要であるといえます。

（２）情報通信インフラ

近年の情報化の進展はめざましく、人々の暮らしや産業活動に無くてはならない重要な社会基盤となっています。また、災害発生時の通信手段としてのインターネット回線の重要性も認識されてきており、公共施設の公衆無線ＬＡＮ等の整備も一部では進められています。商業施設での公衆無線ＬＡＮや家庭用の光回線網といった圏域内での高速通信網の整備状況は、地域間で大きな格差があります。以上のような状況を踏まえつつ、緊急時は緊急避難所等において住民の安心安全に寄与する重要なインフラとして、平時は情報化社会に対応し住民や企業の利便性を支えながら本圏域の魅力を発信していく重要な手段として積極的に利活用を進めるため、情報通信インフラの整備を積極的に進めていく必要があります。

第３章　圏域の将来像

（１）地域の魅力を積極的に発信できる圏域をめざします

本圏域は、遠賀川流域を中心に連綿と受け継がれてきた自然、風土、歴史、文化など多様な魅力にあふれた圏域といえます。また、そこに住む人々は、長崎街道などの街道・宿場町として多くの人々の来訪や往来に親身に対応してきた気質、おもてなしの心を持つ情に厚い住民特性を持っています。こういった本圏域の魅力を積極的に発信し、移住・定住に向けた取り組みを推進することで、人口減少を食い止め、次代を担う子どもたちに誇りを持って引き継ぐことができる圏域をめざします。

（２）地域の資源を有効活用し、住民の活力あふれる圏域をめざします

本圏域には、豊富な医療資源、３つの大学(九州工業大学情報工学部・近畿大学産業理工学部・近畿大学九州短期大学)や研究機関等の集積による最先端の技術、全国的にみても居住者数及び居住の割合が高い大学生、お菓子などの食文化、豊かな自然にはぐくまれた良質な農産物など、地域の資源が豊富にあります。この圏域の宝といえる豊かな地域の資源を有効活用し、ＮＰＯや祭りの運営組織等に積極的に関わるこころ豊かな住民特性との相乗効果で住民の活力あふれる圏域をめざします。

（３）様々な世代の住民が安心して暮らせる圏域をめざします

商店や交通といった生活インフラをはじめ、次代を担う子どもたちに質の高い教育を提供できる教育インフラ、安定した暮らしの基盤となる雇用の場を創出する産業インフラ、高齢者や障がいを持った方々をケアする福祉インフラなど、圏域内に存在するすべてのインフラ同士の連携を強化することで施設の相互利用、有効活用を推進し、子どもから高齢者まで本圏域に暮らす様々な世代の住民が安心して暮らせる圏域をめざします。

第４章　具体的取組

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン　施策体系	生活機能の強化	(1)医　療	①夜間急患センターの広域運営	【既存】
			②在宅当番医制度の維持・確保	【既存】
			③病院群輪番制事業の広域運営	【既存】
		(2)福　祉	④地域包括ケア推進センターの広域運営	【既存】
			⑤地域活動支援センターの広域運営	【既存】
			⑥障がい者基幹相談支援センターの広域運営	【既存】
		(3)子育て支援	⑦子育て支援センターの相互利用	【新規】
			⑧病児・病後児保育施設の広域運営	【新規】
			⑨休日等子育て支援体制の構築	【新規】
		(4)教　育	⑩図書館の相互利用	【新規】
		(5)産業振興	⑪地場企業支援と雇用拡大の促進	【既存】
			⑫産学官連携の促進	【新規】
		(6)環境衛生	⑬ＲＤＦ処理委託等の代替事業調査研究	【新規】
		(7)その他	⑭消費生活センターの広域運営	【既存】
	結びつきやネットワークの強化	(8)地域公共交通	⑮赤字路線バス運行補助	【新規】
			⑯地域公共交通連携の推進	【新規】
		(9)圏域内外の人の交流と移住・定住の促進	⑰地域資源を活かした圏域活性化の促進	【新規】
			⑱圏域外からの移住の促進	【新規】
			⑲戦略的な広域観光の振興	【新規】
		(10)消防・防災	⑳防災拠点等への公衆無線ＬＡＮ環境整備の促進	【新規】
	圏域マネジメント能力の強化	(11)人材育成	㉑圏域市町職員等の交流及び人材育成の促進	【新規】

１．生活機能の強化

（１）医療

①夜間急患センターの広域運営

【事業の概要】

○年間を通じて夜間(平日の19時から21時まで、それ以外の日の18時から22時まで)に軽症者のための救急医療を担当する第一次救急医療施設として飯塚急患センターを設置、運営することにより地域で診療の空白時間が生じないように努め、第二次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割)】

○圏域を管轄する飯塚医師会が入居する施設内に飯塚急患センターを設置し、飯塚医師会に夜間急患センター事業の運営を委託する。

○飯塚医師会と連携して施設の適正な維持管理を行う。

○広報誌やホームページを通じて夜間急患センター事業について圏域住民に広く周知する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割)】

○診療報酬によって賄われる部分を除き、事業運営及び施設管理に必要な経費について、患者数の割合に応じて経費を負担する。

○広報誌やホームページを通じて夜間急患センター事業について圏域住民に広く周知する。

【期待できる連携効果】

○飯塚医師会が管轄する嘉飯圏域内に急患センターを設置し、広域的な運営を行うことにより、設備投資や運営費用の重複を防ぐとともに、人材確保や複数の診療科目（内科・小児科）を維持することができる。

【連携における課題】

○平日夜間の診療時間の延長

○診療科目(外科)の追加や現在の診療科目(内科・小児科)担当医師の安定的な確保

○急患センター事業に関する圏域住民の認知度向上

【成果指標(KPI)】

○受診者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

【2市1町合計　事業費見込（千円)】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
86,371	85,632	85,632	85,632	85,632

②在宅当番医制度の維持・確保

【事業の概要】

○年間を通じて休日の昼間に軽症者のための救急医療を担当する第一次救急医療施設として在宅当番医を指定し、地域で診療の空白時間が生じないように努め、第二次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に休日の昼間に第一次救急医療施設として活動する在宅当番医制度の運営を委託する。また、広報誌やホームページを通じて在宅当番医制度について圏域住民に広く周知する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に休日の昼間に第一次救急医療施設として活動する在宅当番医制度の運営を委託する。また、広報誌やホームページを通じて在宅当番医事業について圏域住民に広く周知する。

【期待できる連携効果】

○飯塚医師会が管轄する嘉飯圏域内に在宅当番医院を設置し、広域的な運営を行うことにより、受診可能な病院が増加し、市民の利便性向上を図ることができる。

○委託契約を中心市のみが行い、負担金を徴収する方式に変更することにより委託契約事務を軽減することができる。

【連携における課題】

○類似目的の病院群輪番制事業及び急患センターとの運営方式の検討

○在宅当番医の負担軽減に向けた急患センターの診療時間の拡大(休日の昼間)の検討

【成果指標(KPI)】

○当番日に通院した患者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
4,582	4,582	4,582	4,582	4,582

③病院群輪番制事業の広域運営

【事業の概要】

○年間を通じて休日・夜間に重症者のための救急医療を担当する第二次救急医療施設として輪番制方式により病院を指定し、運営することにより地域で診療の空白時間が生じないように努め、第一次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に休日・夜間に第二次救急医療施設として活動する病院を確保する病院群輪番制度の運営を補助する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に休日・夜間に第二次救急医療施設として活動する病院を確保する病院群輪番制度の運営を委託する。

【期待できる連携効果】

○飯塚医師会が管轄する嘉飯圏域内において輪番制による第二次救急医療施設を確保することにより、救急指定病院(飯塚病院)や第一次救急医療施設で受け入れられない患者の受け入れを行うことができる。

○補助金交付事務を中心市のみが行い、負担金を徴収する方式に変更することにより補助金交付事務を軽減することができる。

【連携における課題】

○類似目的の在宅当番医制度及び急患センターとの運営方式の検討

【成果指標(KPI)】

○輪番病院に搬送された患者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	200	200	200	200	200

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
15,558	15,558	15,558	15,558	15,558

（２）福祉

④地域包括ケア推進センターの広域運営

【事業の概要】

○圏域の住民を対象として、圏域全体をカバーする二次医療圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)で地域包括ケア推進センター(飯塚医師会に委託)を運営し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割)】

○地域包括ケア推進センターを設置し、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築する。乙と連携して「飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議」や「５ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」等を通して、地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割)】

○甲及び地域包括ケア推進センターと連携し、「飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議」や「５ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」等を通して、地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【期待できる連携効果】

○圏域にある医療機関や様々な職種の専門家、相談機関のスケールメリットを生かすことで、医療と介護を広域的にサポートすることができるようになり、地域包括ケアシステムにおける在宅医療と介護の連携体制の充実を効果的、効率的に推進することが可能となる。

【連携における課題】

○関係機関との連携が増えることから、効率的な運用方法の検討

○生活支援や介護予防の分野における広域的な運用についての検討

【成果指標(KPI)】

○５ブロック地域包括ケアシステム推進協議会年間参加延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	750	800	850	850	850

○市民公開講座参加延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	100	100	100	100	100

【2市1町合計　事業費見込（千円)】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
12,459	12,459	12,459	12,459	12,459

⑤地域活動支援センターの広域運営

【事業の概要】

○地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進等の機会を提供し、圏域内の障がい者等の地域生活支援を促進する。

○専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割)】

○地域活動支援センターの設置と事業運営に関する各種調整を行うとともに、乙及び障がい者基幹相談支援センターと連携しながらセンター機能の充実強化に取組む。

○地域活動支援センター及びセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割)】

○甲及び障がい者基幹相談支援センターと連携しながらセンター機能の充実強化に取り組む。

○地域活動支援センター及びセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【期待できる連携効果】

○圏域の関係機関や民間団体等との連携等を強化することができるため、様々なニーズに対応することが可能となり、支援体制の充実を図ることができる。

【連携における課題】

○現行施設の老朽化（昭和51年建築）が進んでいるため、施設の移転を含めた検討

○圏域の利用者の利便性を考慮し、施設の新設や利用しやすい地域への移転の検討

【成果指標(KPI)】

○年間延べ利用者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190

【2市1町合計　事業費見込（千円)】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
10,612	10,612	10,612	10,612	10,612

⑥障がい者基幹相談支援センターの広域運営

【事業の概要】

○圏域における障がい者・障がい児及びその家族等の相談支援の拠点として、専門職員を配置し、あらゆる障がいに対する総合的な相談業務を行う。

○利用者の地域移行や地域定着のために入所施設等への働きかけを行い、地域の体制整備に係るコーディネートや支援体制強化のための事業所に対する支援業務等を行う。

○障がい者虐待防止センターとしての機能を兼ねることで、成年後見制度利用支援事業や虐待防止支援事業、啓発活動等を実施する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○障がい者基幹相談支援センターの設置と事業運営に関する各種調整を行うとともに、乙と連携し、自立支援ネットワーク会議や専門部会を設置し、圏域における障がい者・障がい児及びその家族等が抱える課題の解決に取り組む。

○障がい者基幹相談支援センターやセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、自立支援ネットワーク会議や専門部会に参画し、圏域における障がい者・障がい児及びその家族等が抱える課題の解決に取り組む。

○障がい者基幹相談支援センターやセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【期待できる連携効果】

○圏域の関係機関や民間団体等との連携等を強化することができるため、多くのケースに対応することが可能となり、支援体制の充実を図ることができる。

○圏域内において支援事業を行っている事業者との連携を強化することができるため、効果的に自立支援業務を行うことができる。

【連携における課題】

○現在複数の団体と個別で行っている運営委託の一本化にむけた協議

【成果指標(KPI)】

○相談・支援件数（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	12,786	12,786	12,786	12,786	12,786

○虐待認定事案に関する支援件数（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	312	312	312	312	312

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
58,453	58,453	58,453	58,453	58,453

（３）子育て支援

⑦子育て支援センターの相互利用

【事業の概要】

○圏域住民が子育て支援センターを自由に利活用できる体制を継続して実施し、子育て世帯の交流促進、相談支援等のサービスを提供するとともに、子育てに係る情報発信を強化し、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援や子どもたちが健やかに育つ環境の整備を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域住民が円滑に圏域内の子育て支援センターを自由に利活用できるように、乙と連携して施設案内やイベント情報等を共有し発信する。

○子育て支援に関する圏域全体での合同イベント等の企画立案を主導し、乙と連携して子育て支援センターの利活用を推進し、子育てしやすい地域となるよう支援体制の強化を図る。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域住民が円滑に圏域内の子育て支援センターを自由に利活用できるように、甲と連携して施設案内やイベント情報等を共有し発信する。

○子育て支援に関する圏域全体での合同イベント等に参画し、甲と連携して子育て支援センターの利活用を推進し、子育てしやすい地域となるよう支援体制の強化を図る。

【期待できる連携効果】

○利用できる施設やイベント情報等を共有し、積極的に提供することで、圏域住民の交流促進を推進することができる。

○相談業務においても、圏域全体で対応することが可能となり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援強化を図ることができる。

○これらの子育て支援体制の充実により、子育てしやすい地域であることを圏域内外にアピールすることができ、移住・定住の施策を推進することができる。

【連携における課題】

○圏域内で施設運営方式が異なるため、運営管理者間の情報共有などを推進するための仕組みの検討

○施設によって開所時間や開所日の違いがあり、利用者の利便性向上に向けた協議

○施設の相互利活用を積極的に推進することによる利用者増に対する対応策の検討

○相談業務における対応が困難な相談に対する情報共有等に関する方法の検討

【成果指標(KPI)】

○センター利用者延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	62,100	62,721	62,721	62,721	62,721

○合同イベント等参加者延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標		270	270	270	270

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
75,097	75,097	75,097	75,097	75,097

⑧病児・病後児保育施設の広域運営

【事業の概要】

○当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない又は病気回復期であって入院治療等を要しないが安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な生後2月から小学6年生までの児童について、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な場合に、専門の施設において一時的に預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援を行う。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域住民を対象とした病児病後児保育を実施する専門施設を新たに設置するための取り組みを主導し、乙と連携して病児病後児保育体制の充実を図る。

○事業の周知や利用者のマナー向上などに向けた広報等を強化し、事業が円滑に実施されるよう努める。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域住民を対象とした病児病後児保育を実施する専門施設を新たに設置するための取り組みを実施し、甲と連携して病児病後児保育体制の充実を図る。

○事業の周知や利用者のマナー向上などに向けた広報等を強化し、事業が円滑に実施されるよう努める。

【期待できる連携効果】

○子育て中の圏域住民が利用できる施設が増加することで子育て支援体制の強化を図ることができる。

○子育て支援体制の充実により子どもを育てやすい地域であることを圏域内外にアピールすることができ、移住・定住の施策を推進することができる。

【連携における課題】

○圏域全体から利用しやすい地域での事業実施の検討

○事業を受託する医療機関が少ないため、新たな実施施設の確保

○委託先の選定及び委託料等の事業費算定における協議

【成果指標(KPI)】

○施設数（単位：施設）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標		1	1	1	1

○受入可能人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標		3	3	3	3

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
	0	0	0	0

⑨休日等子育て支援体制の構築

【事業の概要】

○小学１年生から６年生までの児童について、日曜・祝日等（お盆・年末年始を除く）に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な場合に、児童センターで預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援を行う。

○利用の際には事前の登録及び予約が必要で、利用時間に応じ利用料の自己負担がある。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○現在実施している圏域住民の子育てを支援する休日子育て支援施設の設置と事業運営を企画し、圏域住民の利用促進に向けた情報発信等を行い、乙と連携して当該施設の広域利用を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲が企画する休日子育て支援の事業について、圏域住民の利用促進に向けた情報発信等を行い、甲と連携して当該施設の広域利用を推進する。

【期待できる連携効果】

○仕事や冠婚葬祭等の事由で、児童の休日預かりを必要としている圏域住民に対して、ニーズに即した子育て支援サービスが提供できる。

【連携における課題】

○圏域全体から利用しやすい環境にするため、現在実施している施設変更の検討

○利用者増加に伴う保育士確保の対応等、今後の事業のやり方の見直しについての協議

【成果指標(KPI)】

○登録者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	17	17	17	17	17

○利用者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	45	45	45	45	45

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
1,918	1,918	1,918	1,918	1,918

（４）教育

⑩図書館の相互利用

【事業の概要】

○図書館における資料等の貸出しについては、市町在住及び勤務者のみに行っているが、圏域住民の図書館利用を促進するため、圏域住民が自由に利用できる図書館となるよう環境整備を実施する。

○情報発信機能や生涯学習支援の機能を充実させ、にぎわい創出や地域の課題解決を支援することで、地域の活性化に寄与する施設となるよう取組みを強化する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙と連携して、圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるための環境整備を主導する。

○施設のＰＲや行事等の情報発信を実施するとともに乙と合同で事業を企画するなど、減少傾向にある図書館利用を圏域全体で促進するための取組みを推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携して、圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるための環境整備を実施する。

○施設のＰＲや行事等の情報発信を実施するとともに甲と合同で事業を企画するなど、減少傾向にある図書館利用を圏域全体で促進するための取組みを推進する。

【期待できる連携効果】

○圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるようになり、圏域住民の利便性が向上するとともに図書館利用者が増えることで、図書館の持つ情報発信機能や生涯学習支援機能が有効に活用され、地域の活性化に寄与することが期待できる。

【連携における課題】

○貸出資料の予約受付等にかかる実施に向けての検討

【成果指標(KPI)】

○利用者数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	215,188	217,362	219,557	221,775	224,015

○貸出資料数（単位：点）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	866,957	875,096	883,310	891,602	899,972

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
268,152	268,652	271,945	271,945	271,945

（５）産業振興

⑪地域企業支援と雇用拡大の促進

【事業の概要】

○嘉飯桂産業振興協議会の活動支援を通して地域産業の高度化･情報化･活性化の促進を図り、地域企業支援を推進する。

○圏域内の中小企業の魅力を発信する広報誌の製作及び配付を通して、イメージアップを図るとともに、合同会社説明会とフォローアップ事業を実施し、企業と求職者のマッチングを図ることで雇用拡大を促進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、圏域内産業の高度化・情報化・活性化に向けた取組みを行う嘉飯桂産業振興協議会を設置、活動を支援するとともに、広報誌の制作及び配布、合同会社説明会等の企画立案を主導し、地域企業の活動や人材確保を支援する事業等を実施することで、地域経済の活性化を図り、雇用拡大に向けた移住・定住施策を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、圏域内産業の高度化・情報化・活性化に向けた取組みを行う嘉飯桂産業振興協議会の活動を支援するとともに、広報誌の制作及び配布、合同会社説明会等に参画し、地域企業の活動や人材確保を支援する事業等を実施することで、地域経済の活性化を図り、雇用拡大に向けた移住・定住施策を推進する。

【期待できる連携効果】

○嘉飯桂産業振興協議会の取組みを強化することで、人材育成や会員間交流、情報収集等を効果的に実施することができ、ビジネスチャンスを生み出すネットワークづくりの促進や新規事業の創出による地域経済の活性化が図られる。

○圏域内の多種多様な企業の広報や求職者とのマッチング活動を効果的に行うことができ、移住・定住施策を推進することができる。

【連携における課題】

○嘉飯桂産業振興協議会に加入する企業数を増やすための活動の検討

○合同会社説明会の回数増や参加企業数を増やすための新たな取組み等の検討

【成果指標(KPI)】

○嘉飯桂産業振興協議会の事業にかかる参加延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	350	350	350	350	350

○圏域内企業の説明会等への参加延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	150	150	150	150	150

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
8,422	8,422	8,422	8,422	8,422

⑫産学官連携の促進

【事業の概要】

○圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）と連携し、様々な調査研究や事業を行うことにより、多分野において新産業の創出を推進するとともに、全国的にみても居住者数及び居住の割合が高い大学生を活かし、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等に大学生等を参画させ、圏域の活性化を推進する。

○圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）が保有する知的資産を活用した連携事業の企画立案を主導する。

○乙と連携し、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等を合同で開催する。更に、教育機関とのネットワーク形成を主導し、そのネットワークを活用した大学生等の交流事業への参画を主導し、圏域の活性化を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）が保有する知的資産を活用した連携事業の企画立案を主導する。

○乙と連携し、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等を合同で開催する。

○更に、教育機関とのネットワーク形成を主導し、そのネットワークを活用した大学生等の交流事業への参画を主導し、圏域の活性化を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）が保有する知的資産を活用した連携事業の企画立案に参画する。

○甲と連携し、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等を合同で開催する。

○甲と連携して教育機関とのネットワークを活用した大学生等の交流事業への参画を主導し、圏域の活性化を推進する。

【期待できる連携効果】

○従来個々に取り組んでいた調査研究等が、圏域全体で一体的な取組みとなり、事業の成果を圏域に波及させることができ、新産業の創出やビジネスモデル確立の可能性も高まる。

○圏域の重要な資源である大学生が活躍できる場を拡大することができ、圏域の活性化を図ることができる。

【連携における課題】

○大学との情報交換やネットワークを強化し、圏域住民や圏域企業との交流等を行うための仕組みの構築

【成果指標(KPI)】

○連携事業数（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	35	35	35	35	35

○連携事業参加延べ数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	979	979	979	979	979

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
35,848	5,932	1,432	1,432	1,432

（６）環境衛生

⑬ＲＤＦ処理委託等の代替事業の調査研究

【事業の概要】

○飯塚市(庄内地区・頴田地区)と嘉麻市(稲築地区)の可燃ごみをふくおか県央環境施設組合においてＲＤＦ化し、大牟田リサイクル発電株式会社に発電用燃料として搬入、処理を行っているが、当該発電施設の老朽化により平成35年3月末で施設が廃止され、現行の処理方法ができなくなるため、引き続き圏域の可燃ごみ処理が円滑に行われるよう、ＲＤＦ処理委託等に代わる代替事業について調査研究を行う。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割)】

○乙が平成27年度～29年度の３ヵ年で近畿大学と協同研究した「バイオコークスビジネスモデル確立事業」の研究成果を基に、ＲＤＦ処理委託等の代替事業について、乙及びふくおか県央環境施設組合と連携して調査研究を推進し、調査研究に要する経費を必要に応じ負担する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割)】

○平成27年度～29年度の３ヵ年で近畿大学と協同研究した「バイオコークスビジネスモデル確立事業」の研究成果を基に、ＲＤＦ処理委託等の代替事業について、甲及びふくおか県央環境施設組合と連携して調査研究を推進する。

【期待できる連携効果】

○安定した原料調達が可能となり、設備投資や運営面で経費削減を図ることができる。

○ＲＤＦに代わる処理方法についてビジネスモデルを確立することで、圏域の可燃ごみ処理が円滑に行われるだけでなく、廃棄物を活用した新たな産業創出による圏域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

【連携における課題】

○バイオコークスを安定して受け入れすることができる施設や事業者の拡充

○特殊な事業内容のため高度な専門知識を有する人材の確保

【成果指標(KPI)】

○実証実験を実施する施設数（単位：箇所）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標			2	2	2

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
0	0	**積算中**	**積算中**	**積算中**

（７）その他

⑭消費生活センターの広域運営

【事業の概要】

○圏域の住民や在勤者を対象に、事業者との間に生じた個人情報に係る苦情や、消費生活に関する契約トラブル等の苦情や相談に対応する。

○消費者啓発活動、生活(衣食住)に関する情報提供を行い、生活機能の強化を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○専門的な知識や経験等を有する消費生活相談員等が常駐する消費生活センターを設置し、相談業務や消費者啓発活動等を実施するとともに、乙と連携して合同イベントの企画を主導し、圏域住民の生活機能の強化を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲や消費生活センターと連携し、相談業務や消費者啓発活動等を実施するとともに、甲と連携して合同イベントの企画を主導し、圏域住民の生活機能の強化を推進する。

【期待できる連携効果】

○各市町で専門的な知識・経験等を有する相談員を確保する必要がなくなり、個別設置した際の相談件数のばらつきなどを気にすることなく、効率的に相談業務を実施することができる。

○センターが設置されていない自治体ならば埋もれてしまうような相談事案に対する対応の維持が期待できる。

【成果指標(KPI)】

○相談者延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○講座開催数（単位：回）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	25	25	25	25	25

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
13,012	13,012	13,012	13,012	13,012

２．結びつきやネットワークの強化

（８）地域公共交通

⑮赤字路線バス運行補助

【事業の概要】

○圏域内において、通勤や通学も含めた日常生活の移動手段として市町をまたぎ、尚且つ生活交通路線として必要なバス路線（廃止予定路線等）への赤字補填等を行うことにより、関係各機関との連絡調整を行い、当該バス路線の維持確保対策を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙及び関係各機関と連携し、連絡調整を図りながら、適宜見直しを行い、廃止予定路線への赤字補填等を行うことで、当該バス路線の維持確保を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲及び関係各機関と連携し、適宜見直しを行い、廃止予定路線への赤字補填等を行うことで、当該バス路線の維持確保を推進する。

【期待できる連携効果】

○市町をまたぐ広域交流交通路線への赤字補填等を行い、民間公共交通機関を維持することで、圏域内外の人々の移動の手段を確保し、圏域内での交流人口の増加に繋げる。

【連携における課題】

○当該バス路線の利用者減が赤字額の増となり、路線廃止にも繋がるため、利用促進策の検討

【成果指標(KPI)】

○赤字バス路線の便数(片道)（単位：便）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	16	16	16	16	16

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
	13,931	13,931	13,931	13,931

⑯地域公共交通連携の促進

【事業の概要】

○圏域内の買い物や通院等の利便性向上をめざすため、コミュニティ交通の相互乗入、共同利用について体系の構築を図る。

○圏域内を結ぶ民間交通事業者等の公共交通ネットワークを強化し、適切な役割分担のもとで関係機関が連携し、持続可能な公共交通網の形成を図る。

○交通結節点の設置及び機能強化を図るとともに、公共交通機関の利用促進のための普及・啓発活動を行う。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙及び関係機関との連絡調整及び協議を行い、利便性向上及び利用促進を図るための連携方法及び整備方法を明記した連携計画を策定する。

○策定した計画を推進する事業を実施し、公共交通ネットワークを強化する。加えて関係機関と連携し、公共交通機関利用促進のための普及・啓発活動を行う。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲及び関係機関と協議を行い、利便性向上及び利用促進を図るための連携方法及び整備方法を明記した連携計画を策定する。

○策定した計画を推進する事業を実施し、公共交通ネットワークを強化する。加えて関係機関と連携し、公共交通機関利用促進のための普及・啓発活動を行う。

【期待できる連携効果】

○公共交通に関し、住民生活の利便性向上及び利用促進が図られ、持続可能な交通ネットワークの確保に繋がる。

【連携における課題】

○民業圧迫にならないよう民間交通との適切な役割分担に基づく、効果的・効率的な連携

○各自治体が運営しているコミュニティ交通施策との整合性

【成果指標(KPI)】

○連携にかかる担当者会議（単位：回）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	3	6	6	6	6

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
—	—	—	—	—

※具体的な事業費の積算ができないため、「—」表示としてます。

（９）圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

⑰地域資源を生かした圏域活性化の促進

【事業の概要】

○嘉飯都市圏活性化推進会議（事務局:福岡県）の連携事業の実施を通じ、地域の食、文化、スポーツ大会、イベント等の資源に関する情報発信を積極的に行うことで、圏域全体を活性化し、交流人口の拡大を図るとともに、圏域のイメージアップ戦略を展開することで、観光交流や移住施策に繋げる。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○県及び乙と連携し、圏域全体を巻き込んだ合同イベント等を企画し実施する。

○合同イベントや広域観光で活用可能な体験プログラム「嘉飯物語」の内容を充実させるため、圏域内の地域資源の発掘を積極的に主導して推進する。

○発掘した地域資源を「嘉飯総合ガイドブック（嘉飯ぐるぐる）」やホームページ等でＰＲすることで圏域のイメージアップを推進するとともに、広域観光の推進や飯塚国際車いすテニス大会と連動したテニスのまちづくり計画に基づく乙との合同イベント等を主体的に実施し、圏域全体の交流人口を増加させる。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○県及び甲と連携し、圏域全体を巻き込んだ合同イベント等を企画し実施する。

○合同イベントや広域観光で活用可能な体験プログラム「嘉飯物語」の内容を充実させるため、地域資源の発掘を行う。

○発掘した地域資源を「嘉飯総合ガイドブック（嘉飯ぐるぐる）」やホームページ等でＰＲすることで地域のイメージアップを推進するとともに、広域観光や甲が主体的に取り組むテニスのまちづくり計画に基づく甲との合同イベント等の取り組みを実施し、圏域全体の交流人口を増加させる。

【期待できる連携効果】

○地域の特色を生かした体験プログラム（歴史・文化・食・自然）を多数提供することが可能となるほか、プログラムを組み合わせた滞在型のツアーが実施可能となり、従来なかった新たな観光ルートを構築することができる。

○地域資源の積極的なＰＲと交流人口の拡大による圏域の活性化の相乗効果により圏域のイメージアップ戦略を図ることができる。

【連携における課題】

○圏域外への情報発信の強化についての検討

○テーマやターゲットを設定した本圏域でしか体験できない魅力ある体験プログラムの検討

【成果指標(KPI)】

○体験プログラム数（単位：件）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	80	85	85	90	90

○体験プログラム参加者延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	900	1,000	1,100	1,200	1,300

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
5,515	5,514	5,514	5,514	5,514

⑱圏域外からの移住の促進

【事業の概要】

○圏域の活性化を図るため、社会人口を増加に転じさせる移住促進施策を推進する。

○効果的に施策展開するための移住促進計画を策定し、個別に実施していた事業を整理、体系化する。

○策定した計画に基づき、子育て環境（保育環境・教育環境など）の充実、働く場所の確保（企業誘致など）、ＵＩＪターン促進のためのＰＲ活動など様々な取り組みを推進し、圏外からの移住の促進を図る。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○個別に実施していた事業を整理しながら、移住促進施策の体系化を図り、圏域全体の活性化を視野に入れた移住促進計画を策定する。

○策定した計画に基づき、乙と連携しながら移住促進施策を推進する。移住施策に特化したホームページ等を活用し、積極的な情報発信を実施する。

○首都圏等で行われるＵＩＪターン促進のためのＰＲ活動等について、乙と連携して合同で実施し、圏域外からの移住の促進を図る。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、現在取り組んでいる様々な移住促進事業を推進する。

○また、首都圏等で行われるＵＩＪターン促進のためのＰＲ活動等について、甲と連携して合同で実施し、圏域外からの移住の促進を図る。

【期待できる連携効果】

○首都圏等で行われるＵＩＪターン促進のためのＰＲ活動等を合同で行うことで、事務の効率化を図ることができる。

○効率化により、移住希望者へのアプローチ機会の増や情報発信力の向上が可能となり、圏域外からの移住の促進を図ることができる。

【連携における課題】

○2市1町の移住・定住ホームページ立ち上げの検討

【成果指標(KPI)】

○合同ＰＲ活動の実施回数（単位：回）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	2	3	3	4	4

○合同ＰＲ活動における参加者延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	100	150	150	200	200

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
845	1,044	1,044	1,044	1,044

⑲戦略的な広域観光の振興

【事業の概要】

○2市1町と観光協会が連携し、新たな広域観光ルートを構築し、国内外の観光客・旅行会社等へのPR活動を行うことにより、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、地域経済の活性化をめざす。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、広域観光における観光担当職員や観光協会等職員の誘客のためのスキルの向上、圏域での広域観光素材の開拓や新たな観光ルートを構築する。

○観光協会等関係団体の支援を実施し、圏域への誘客推進による交流人口の増加を図る。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、広域観光における観光担当職員や観光協会等職員の誘客のためのスキルの向上、圏域での広域観光素材の開拓や新たな観光ルートを構築する。

○観光協会等関係団体の支援を実施し、圏域への誘客推進による交流人口の増加を図る。

【期待できる連携効果】

○2市1町での広域観光の推進に取り組むことにより、従来はなかった新たな観光ルートの構築することにより、圏域内外の観光客や旅行会社等に地域の魅力を認知してもらう好機となり、今後の交流人口の増加も期待できる。

【連携における課題】

○2市1町、観光協会同士の連携、観光協会の企画・立案力

○観光素材の見直し、テーマ別、ターゲット別に整理した新たな観光ルートの構築

○2市1町が持つ観光資源数のバラツキ

○旅行会社へのセールス活動のノウハウ

【成果指標(KPI)】

○広域観光ルートの累計構築数（単位：ルート）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	5	7	8	9

○旅行会社等へのセールス活動回数（単位：回）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	48	48	48	48

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
	4,947	4,947	4,947	4,947

（10）消防・防災

⑳防災拠点等への公衆無線ＬＡＮ環境整備の促進

【事業の概要】

○圏域内の災害時指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線ＬＡＮの整備を図り、災害発生時においても、電話回線のように通信が込み合って阻害されることのない円滑な情報伝達手段を確保し、避難者が災害情報や配食に係る情報等を入手しやすい環境を整備する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線ＬＡＮ環境の整備を計画、整備を実施し、圏域住民に対する啓発等を実施する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線ＬＡＮ環境の整備を計画、整備を実施し、圏域住民に対する啓発等を実施する。

【期待できる連携効果】

○圏域全体の連携による環境整備事業を実施することにより、災害発生時に圏域内で被災した人が最寄りの指定緊急避難場所等で必要な情報を入手しやすい環境が確保され、被災者支援に係る情報伝達及び収集への効果が期待できる。

【連携における課題】

○指定緊急避難場所と指定避難所の箇所数や環境整備実施後の運用方法等に現状では差異があるため、導入後の公衆無線ＬＡＮの運用や活用方法についての検討

【成果指標(KPI)】

○公衆無線ＬＡＮ環境整備が完了した避難所の累計（単位：箇所）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	14	14	37	37	37

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
27,737	0	0	0	0

３．圏域マネジメント能力の強化

（11）人材育成

㉑圏域市町職員等の交流及び人材育成の促進

【事業の概要】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修等を実施し、行政サービスの質の向上、個々の専門知識等の習得及びスキルアップ等を図る。

○住民ボランティア等を対象とした研修会やイベント等を実施し、圏域住民の交流を促進することで圏域の結びつきやネットワークを強化し、地域の活性化を推進する。

【地域間の役割分担　甲（中心市の役割）】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修、交流事業の企画を主導し、乙と連携して職員相互の交流や人材育成を推進する。

○住民ボランティア等を対象とした合同研修、イベント等の企画を主導し、乙と連携して圏域住民の交流や人材育成を推進する。

【地域間の役割分担　乙（連携市町の役割）】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修、交流事業の企画に参画し、甲と連携して職員相互の交流や人材育成を推進する。

○住民ボランティア等を対象とした合同研修、イベント等の企画に参画し、乙と連携して圏域住民の交流や人材育成を推進する。

【期待できる連携効果】

○様々なスキルや考え方を持った職員と広く関わることが可能となり、研修の活性化、効果促進を図ることができる。

○住民ボランティア等を対象とした合同研修においても圏域住民に対象を広げることで、研修機会の増や交流機会の増といった効果も期待できる。

【連携における課題】

○各市町がめざす研修成果（内容及び対象職員）と対費用効果（負担割合等）の調整

【成果指標(KPI)】

○合同研修の実施回数（単位：回）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	1	2	2	3	3

○合同研修の参加延べ人数（単位：人）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
目標	50	100	100	150	150

【2市1町合計　事業費見込（千円）】

2018予算	2019予算	2020予算	2021予算	2022予算
829	829	829	829	829

第５章　資料編

１．嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン・策定の経過

①平成30年3月

〇２市１町の各議会における形成協定議案の議決

②平成30年3月26日（月）

〇形成協定の締結

共生ビジョンの策定作業を始める

③平成30年4月18日（水）

〇形成推進会議作業部会の設置

共生ビジョンの具体的取組みの協議、作業の開始

④平成30年5月24日（木）

〇第１回共生ビジョン検討会議

策定スケジュール、共生ビジョン(骨子)の説明

⑤平成30年6月19日（火）

〇形成推進会議幹事会

共生ビジョン(素案)の協議

⑥平成30年7月2日（月）

〇第２回共生ビジョン検討会議

共生ビジョン(素案)の協議（意見の聴取）

２．嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議・委員名簿

	委員選出団体名	委員名	
大　学 （学識経験者）	近畿大学産業理工学部	教授	飯島　高雄
	近畿大学九州短期大学	准教授	澁田　英敏（会長）
	九州工業大学情報工学部	准教授	中茎　隆
住民代表	飯塚市自治会連合会	会長	田中　英美
	嘉麻市行政区長連合会代表者会	会長	村上　曙生
	桂川町区長会	会長	梅澤　邦夫
商工団体	飯塚商工会議所	事務局長	岡松　明人
	嘉麻市商工会議所	会頭	三舩　國弘
	桂川町商工会	事務局長	石坂　輝嘉
産業団体	嘉飯桂産業振興協議会	副会長	梅尾　裕一
子育て団体	かいた子育てサポートジャム	代表	淺田　なおみ
福祉団体	飯塚市社会福祉協議会	常務理事	有吉　隆（副会長）
	飯塚医師会	会長	松浦　尚志
教育･文化団体	飯塚市教育委員会	教育委員	髙石　双樹
	嘉麻市教育委員会	教育委員長 職務代理者	佐竹　正利
	桂川町教育委員会	教育委員	畠中　聡子
地域公共交通 関係団体	西鉄バス筑豊（株）	代表取締役 社長	浦野　俊秀
	筑豊地区タクシー協会	理事	野上　英敏
県担当課	福岡県企画・地域振興部 広域地域振興課	地域企画監	村上　盛喜
委　員　総　数			19

３．中心市宣言書

中　心　市　宣　言

我が国は、すでに人口減少社会に突入しており、2015 年に約 1 億 2,709 万人であった人口は、2053 年には 1 億人を割り込み、2065 年には約 8,808 万人にまで減少すると予測されています。さらに地方圏では、東京圏をはじめとする大都市圏への人口流出が続いており、地域経済の縮小、担い手の高齢化による地域コミュニティの崩壊など、より深刻な状況となることが予測されています。

飯塚市、嘉麻市、桂川町の 2 市 1 町の嘉飯圏域においても同様であり、毎年約 1,400 人もの人口が減少しており、2015 年に 181,535 人であった人口は、2065 年には 115,781 人にまで減少すると予測されています。

嘉飯圏域は、面積 369.32 ㎢で福岡県のほぼ中央に位置し、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、全体の約 3 分の 2 は森林と耕作地からなっています。周囲の山地に源を発する河川は、多くの支流を集めて遠賀川となり、北流しています。山林や河川流域に広がる水と緑が豊富な地域です。

歴史としては、江戸時代は、長崎街道の宿場町、また黒田藩の出城である益富城の城下町としても栄えていました。明治から昭和 30 年台前半までは、日本の経済を支え、日本一の産出量を誇った筑豊炭田の一角として繁栄し、1955 年（昭和 30 年）の人口は約 332,000 人にものぼりました。その後、国のエネルギー政策の転換を受け、相次ぐ炭鉱の閉山、炭鉱労働者の離職により、10 年後の 1965 年（昭和 40 年）には、人口は約 210,000 人となり、約 37％もの人口が減少するなど、急激な衰退を経験しています。

この危機的な状況下においても嘉飯圏域の自治体や各種民間団体が連携し、地域の浮揚策として JR 筑豊本線及び篠栗線、国道などの交通のインフラ整備に取り組みました。また地域住民に向けた行政サービスの充実、効果的で効率的な行政運営の確立などを目的として、消防、救急医療、衛生処理施設の運営など、様々な連携事業を進めてきました。

飯塚市は、嘉飯圏域からの人口流出を抑制し、地域の活力を維持し続けていくため、歴史的、地理的に、結びつきの深い、嘉麻市、桂川町とさらなる連携を強化し、定住自立圏構想に基づく「嘉飯圏域定住自立圏」の形成を目指し、中心市として多様な都市機能の充実に努めるとともに、将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことができる地域づくりと、その魅力向上に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成 29 年 12 月 22 日

飯塚市長　片 峯　誠

４．定住自立圏形成協定書

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と嘉麻市(以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条　甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

第3条　甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

(1)　生活機能の強化に係る政策分野　別表第1

(2)　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　別表第2

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

第4条　甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は協力するものとする。

2　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条　甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条　甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2　前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3　この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

（疑義の解決）

第7条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 26 日

甲　飯塚市
代表者　飯塚市長　　片　峯　　誠

乙　嘉麻市
代表者　嘉麻市長　　赤　間　幸　弘

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア　医療

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。

イ　福祉

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
高齢者や障がい者への支援体制の充実	圏域の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていけるように、地域包括ケアシステムの構築、障がい者の地域活動支援及び相談支援体制などの充実に取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・乙及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・甲及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。

ウ　子育て支援

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援体制の整備及び充実	圏域の子育て世代が、安心してこどもを産み育てることができるように、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など子育て支援体制の充実に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。	甲及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。

エ　教育・文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の図書館の相互利用	圏域の図書館の図書資料等の共有化、図書館サービスの充実を図るため、図書館の相互利用に取り組む。	乙と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。	甲と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。

オ　産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。

産学官の連携推進	圏域に立地する九州工業大学、近畿大学との包括連携協定のもと、産学官の連携による新産業の創出などの事業に取り組む。	乙と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。	甲と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。

カ　環境衛生

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
効率的なごみ処理の調査研究事業の推進	ごみ処理施設におけるコストの軽減を図るため、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究に取り組む。	乙及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。	甲及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。

キ　その他

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談体制の充実	圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図るとともに、消費生活センターの啓発普及に取り組む。	乙と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。	甲と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア　地域公共交通

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築	圏域住民の生活にかかる利便性向上を図るため、民間交通事業者の路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、広域的な地域公共交通体系の構築などに取り組む。	・乙と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。	・甲と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。

イ　圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	圏域の食や文化、スポーツ、イベント等の地域資源を広く活用して、圏域内外へ積極的に情報発信を行うことで、交流人口を拡大させて圏域全体の活性化に繋げ、さらに地域ブランドを高めることで、移住・定住の促進などに取り組む。	乙と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。	甲と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。

広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を活用し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。

ウ　消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア　圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町職員の人材育成及び交流の推進	圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。	乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。	甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と桂川町（以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条　甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

第3条　甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

(1)　生活機能の強化に係る政策分野　別表第1

(2)　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　別表第2

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

第4条　甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は協力するものとする。

2　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条　甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条　甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2　前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3　この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 26 日

甲　飯塚市
　　代表者　飯塚市長　　片　峯　　誠

乙　桂川町
　　代表者　桂川町長　　井　上　利　一

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア　医療

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。

イ　福祉

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
高齢者や障がい者への支援体制の充実	圏域の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていけるように、地域包括ケアシステムの構築、障がい者の地域活動支援及び相談支援体制などの充実に取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・乙及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・甲及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。

ウ　子育て支援

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援体制の整備及び充実	圏域の子育て世代が、安心してこどもを産み育てることができるように、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など子育て支援体制の充実に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。	甲及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。

エ　教育・文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の図書館の相互利用	圏域の図書館の図書資料等の共有化、図書館サービスの充実を図るため、図書館の相互利用に取り組む。	乙と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。	甲と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。

オ　産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。

産学官の連携推進	圏域に立地する九州工業大学、近畿大学との包括連携協定のもと、産学官の連携による新産業の創出などの事業に取り組む。	乙と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。	甲と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。

カ　その他

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談体制の充実	圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図るとともに、消費生活センターの啓発普及に取り組む。	乙と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。	甲と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア　地域公共交通

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築	圏域住民の生活にかかる利便性向上を図るため、民間交通事業者の路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、広域的な地域公共交通体系の構築などに取り組む。	・乙と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。	・甲と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。

イ　圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	圏域の食や文化、スポーツ、イベント等の地域資源を広く活用して、圏域内外へ積極的に情報発信を行うことで、交流人口を拡大させて圏域全体の活性化に繋げ、さらに地域ブランドを高めることで、移住・定住の促進などに取り組む。	乙と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。	甲と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。

広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を活用し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。

ウ　消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア　圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町職員の人材育成及び交流の推進	圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。	乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。	甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。

５．定住自立圏構想推進要綱　（出典：総務省 HP）

平成２０年１２月２６日（総行応第３９号）制定
平成２４年９月１８日（総行応第１８７号）一部改正
平成２５年３月２９日（総行応第６０号）一部改正
平成２６年３月３１日（総行応第７０号）一部改正
平成２８年９月２３日（総行応第２９３号）一部改正
平成２９年１０月５日（総行応第３５２号）一部改正

第１　趣旨

（１）　今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成１８年１２月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成１７年に約１億２，７７６万人であった総人口は、同年から平成４７年までの３０年間で約１３％（約１，７０８万人）減少し、約１億１，０６８万人となる。また、平成１７年までの３０年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の３０年間では、三大都市圏の人口も約５３０万人減少し、地方圏の人口は約１，１７８万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成１７年から平成４７年までの３０年間で年少人口は約４０％（約７０７万人）減少し、高齢者人口は約４５％（約１，１４９万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

（２）　定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で１対１の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

（３）　定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

（４）　高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口２０万ないし３０万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第２　この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和５５年政令第９８号）によって調査した平成２７年１０月１日現在の数値（平成２７年１０月２日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成２７年１０月１日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別１５歳以上就業者数及び１５歳以上通学者数」中「総数」のうち「１５歳以上就業者」及び「１５歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第３　中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

①　人口が５万人程度以上であること（少なくとも４万人を超えていること。）。

②　昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア　昼間人口を夜間人口で除して得た数値が１以上であること。

イ　平成１１年４月１日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して１０年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第４（５）及び第５（４）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が１以上であること。

③　当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア　三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成２７年８月１４日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ　三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第２８１条第１項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が０．１未満であること。

この場合において、平成１１年４月１日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第４　中心市宣言

（１）　中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（２）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（２）　中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

①　近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思

② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等

③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組

④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が０．１以上である市町村の名称

⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（３） 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（４） 中心市宣言書の公表

中心市は、（１）の規定により中心市宣言書を作成したとき又は（３）の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（５） 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第３②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が０．１以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第５ 定住自立圏形成協定

（１） 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った１の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その近隣にある１の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、（２）に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第９６条第２項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が０．１以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

（２） 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

①　市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある１の市町村の名称を規定するものとする。

②　目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある１の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③　基本方針

宣言中心市及びその近隣にある１の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④　連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア生活機能の強化、イ結びつきやネットワークの強化、ウ圏域マネジメント能力の強化、の３つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも１以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア　生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも１以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ＩＣＴを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

イ　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも１以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたＩＣＴインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ＩＣＴを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするＩＣＴインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f ａからｅまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち１以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d ａからｃまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤　④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第２５２条の７等）や事務の委託（同法第２５２条の１４等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥　定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第９６条第２項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として２年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

（３）　定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

①　定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

②　定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある１の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が１以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第６（１）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配意する必要がある。

③　連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の４第１項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第１５条の４第２号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。

④　定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。

⑤　定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。

⑥　異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が２以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（４）　広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第４（５）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（２）①から④までに規定する事

項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第９６条第２項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（５）　定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第６　定住自立圏共生ビジョン

（１）定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

①　定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部

②　定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

（２）定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（３）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

（３）定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

①　定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

②　定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（平成２５年３月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものに基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

③　定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④　定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね５年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key Performance Indicator）等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤　成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

（４）　圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・ＮＰＯ活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討に当たっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

（５）　定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

（６）　定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

（７）　定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

第７　中心市に係る特例

隣接する２つの市（各市が第３②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が４万人を超えるときは、当該２つの市を合わせて１つの中心市とみなすことができる。この場合において、第４（１）から（４）までに規定する中心市宣言書、第５（１）から（３）まで及び（５）に規定する定住自立圏形成協定並びに第６に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第８に規定する写しの送付については、当該２つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第３に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第８　中心市宣言書等の写しの送付

（１）　中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第４（４）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第４（２）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

（２）　定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第５（５）の規定による定住自立圏形成協定等又は第６（６）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第５（５）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第６（６）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

（３）　総務省による送付

総務省は、（１）及び（２）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第９　市町村に対する助言及び支援

（１）　都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

（２）　総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第８（１）及び（２）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第８（２）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第 10　その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附則

第１　施行期日

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成２１年１月１日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第２　中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第８（１）及び（２）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第３に規定する要件を満たさないとき、本則第５（２）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附則

第１　施行期日

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

第２　経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成２７年９月３０日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第３　中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第２の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第３②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附則

第１　施行期日

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

第１　施行期日

この要綱は、平成２８年９月２３日から施行する。

附則

第１　施行期日

この要綱は、平成２９年１０月５日から施行する。

第２　経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第３　中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第２の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。